

**精神障害による年金受給者が生活保護を併給しないために必要な年金水準および
その就労率への影響:生活水準法と実態費用法に基づく試算¹**

研究代表者 山田篤裕(慶應義塾大学経済学部教授)

研究分担者 百瀬優(流通経済大学教授)

1. はじめに

日本の人口当たりの障害年金受給者数は欧米諸国に比べて少ない。それでも 1990 年代以降、障害年金受給者は増大している。その背景として人口構成変化とは別個に生じた、精神障害や知的障害に基づく障害年金受給者の増大が挙げられる(百瀬 2014; 百瀬 2022)。

一方、障害等により手助けや見守りを要する人(要介助障害者)の貧困リスクはそうでない人より 2 倍高い。しかも本人の就労所得がない場合、年金受給者であっても他の世帯員の所得だけでは貧困リスクを十分に回避できていない(山田他 2015)。とくに障害年金受給者の中で、精神障害かつ障害の程度が最も軽いとされる厚生年金 3 級の受給者が最も生活困窮に陥りやすい。その背景として、まだ精神障害に基づく障害年金受給者が少なかった 1985 年当時、就労者が多いという理由で厚生年金 3 級の給付水準だけが大幅に削減されたことが挙げられる(百瀬・大津 2020)。

本稿では、3 時点(2009、2014、2019 年)の厚生労働省「障害年金受給者実態調査」の個票を用い、精神障害に基づく障害年金受給者に焦点を当て、(1)生活保護を併給しないために必要な障害年金額の水準について、生活水準法と実態費用法という 2 つの方法(後述)に基づき検討した後、(2)年金水準を引き上げた場合、どれほど就労率に影響が及ぶのか、その可能性について検討することを目的とする。

2. 先行研究

障害に伴う費用の推計方法はいくつか存在するが 3 種類に大別可能とされる(Zaidi and Burchardt 2005)。第一の方法は実際に使用された財・サービス費用を直接把握する方法である(以下、「実態費用法」と略記)。しかし財・サービスのそもそもの入手可能性や所得が低いことによって財・サービス利用が制約されている場合、正確な費用推計はできない。第二の方法は特定の活動のために障害者が必要とする財・サービスを把握する方法であるが、そうした財・サービスを障害者もしくはその家族が把握・理解していない場合、やはり正確な費用推計はできない。これらの問題を克服する第三の方法が、生活水準(Standard of Living Approach)法と呼ばれるもので、障害者のいる世帯が、障害者のいない世帯と同じ厚生水準を達成するために必要な追加的所得

¹ 本研究は令和 4 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」の一環として実施された。厚生労働省「障害年金受給者実態調査」の調査票情報は当該事業の一環として調査票情報の利用が認められた。調査票情報提供にご協力いただいた関係者各位に深く御礼申し上げます。なお本稿の分析で示される数値は独自集計したものであり、公表されている数値とは必ずしも一致しない。

を求める方法(以下、「SoL 法」と略記)である。

体系的な文献サーベイに基づくと、障害に伴う費用の推計方法としては、第三の、SoL 法に依拠している研究が最も多い(Mitra et al. 2017)。SoL 法的前提は所与の所得の下、障害の発生により追加的ニードが発生している場合に生活水準低下が生ずるというものである。この低下は限られた所得を障害に関連する財・サービスに配分した結果、生じたものである。よって障害に伴う費用とは、障害者のいない同等の世帯と同じ生活水準を達成するため、障害者のいる世帯で必要とされる追加的な所得として定義される(Zaidi and Burchardt 2005)。

SoL 法の利点は、障害に伴う費用がなぜ生じたのか、あるいはその費用について特定化する必要がないことである。したがって、障害に伴う費用とは何かという専門家の判断、あるいは当事者の判断は不要となる(Cullinan et al. 2013)。一方で、SoL 法の限界として指摘されるのは、障害に伴う逸失稼得収入、主観的厚生水準の低下、家族介護などの機会費用の発生などは捨象していることが挙げられる(Zaidi and Burchardt 2005)。

SoL 法を用いた実証分析では、下式を推定することで、障害に伴う費用を推定する(Morris et al. 2022)。

$$S = \alpha + \beta \cdot \ln(\text{所得}) + \gamma \cdot \text{障害の有無ダミー} + \delta \cdot \text{世帯属性ダミー} + \text{誤差項}$$

被説明変数 S は直接には観測できない生活水準を表す代理指標である。この代理指標は障害の有無に関係なく選好される財・サービスから構成される必要があり、さらに普遍的に評価される機能(例えば、暖かい、安心する、楽しませるなど)に近く、特定の消費形態から離れているほど良い指標とされる(Zaidi and Burchardt 2005)。

所得の上昇に伴い、生活水準は上昇するが(したがって β は正の値)、障害に伴う費用があるため同じ所得かつ世帯属性も同じなら達成される生活水準は低くなる(したがって γ は負の値)。それゆえ、今の所得より何% 上昇したら達成される生活水準が同じになるか、という意味での障害に伴う費用は、 $d \text{ 所得} / d \text{ 障害} = -\gamma / \beta$ により求めることができる。

ただし同じ SoL 法とはいえ、実証分析に用いられる生活水準の代理指標は、先行研究によって多種多様であり、貯蓄の有無、物質的剥奪スコア類似の耐久消費財保有状況、家計状況の主観的評価などが用いられている(e.g. Zaidi and Burchardt 2005; Cullinan et al. 2013; Morris et al. 2022)。

本稿ではこの SoL 法を援用することで、生活保護を併給しないため、精神障害に伴う障害年金受給者の年金額を引き上げる必要があるのか定量的に把握する。また SoL 法とは別途、障害に伴い発生した実態的な費用である、治療・療養・介助費用についても、制度・障害等級ごと、あるいは精神障害の有無により相違するか定量的に把握する。そのうえで、もしこれらの費用を賄うべく障害年金額を引き上げた場合、就労率にどのような影響が及ぶのかを推計する。

3. データおよび分析枠組

(1) データ

本稿で使用するのは現時点で利用可能な最新年次を含む、厚生労働省「障害年金受給者実態調査」の3時点(2009年、2014年、2019年)の個票であり、本事業の遂行にあたり統計法上、利用が認められたものである。

この調査は、国民年金と厚生年金保険の障害年金の受給者を対象としている。3 時点とも調査客体数は 2 万 3 千人で回答率は 7 割である。個票データには調査票から得られる事項以外に、日本年金機構が保有する

業務上のデータ等から得られる情報(制度、障害等級、傷病名、年金額等)があり、本稿の問題意識に対応する変数が入手可能となっている。

本稿で用いる、制度・障害等級の定義は表1に示すとおりである。

表 1: 制度・障害等級の定義

(2) SoL 法の分析枠組

本稿では SoL 法を応用し、生活水準の代理指標として、憲法 25 条で保障されている最低生活水準を用いる。また所得の代わりに障害年金額を用いる。具体的には図 1 で示されるような障害年金額と生活水準の関係を仮定する。すなわち障害年金額が増大すると、生活保護を併給する生活水準を超えるものとする。

図 1: SoL 法を援用した「精神障害」による障害年金受給者の生活保護「非」併給になるために追加的に必要な年金額の推計方法

しかし、精神障害に基づく障害年金受給者の場合、精神障害に伴う追加費用があり、生活保護を併給する生活水準を超えるためには、より高い障害年金額が必要な場合、図 1 で示されるように、生活水準と障害年金額の関数は、精神障害でない障害年金受給者(破線)より、精神障害のある障害年金受給者(実線)の方が下に位置することになる。

ここで、精神障害に伴う追加費用は $B - A$ である。下式を Logit Model で推計し、 $-\gamma/\beta \times 100$ を求めることで、生活保護「非」併給となるために、障害年金額を何%増額しなければならないか定量的に把握できる。SoL 法の先行研究では、障害者のいる世帯と障害者のいない世帯とを比較して障害に伴う費用を推定しているのに対し、本稿では精神障害に基づく障害年金受給者世帯と、身体障害者等に基づく障害年金受給者世帯とを比較し、精神障害に伴う費用を推定している点が異なるが、費用の推定法は同じである。

$$\Pr(\text{生活保護「非」併給}) = \alpha + \beta \cdot \ln(\text{障害年金額}) + \gamma \cdot \text{精神障害の有無ダミー} + \delta \cdot \text{世帯属性ダミー} + \text{誤差項}$$

SoL 法とは別途、障害に伴い発生した実態的な費用である、1 か月間にかかった治療・療養・介助費用(食費を除く)についても、制度・障害等級や精神障害の有無によってどのように異なるのかも定量的に把握する。この実態費用に基づく推計では、治療・療養・介助費用が階級値であるため、区間回帰モデルを用いる。区間回帰モデルは、説明変数が階級値となっており階級値の下限あるいは上限が打ち切られているデータを分析する際に用いられる。

さらに、これらの費用を賄うため精神障害を伴う障害年金受給者の年金額を引き上げた場合でも、就労率が大きく減少するなら、就労所得の途絶により、想定していたように生活保護「非」併給確率が下がらない可能性もある。このことから障害年金額と就労率との関係についても明らかにする。

4. 分析結果

(1) 増大する精神障害を伴う障害年金受給者と生活保護併給率

精神障害や知的障害に伴う障害年金受給者の比率は 2000 年代以降、引き続き増大している。表 2 は障害

年金受給者の26の傷病名の分布を制度・障害等級別に示したものである。全体で見ると、2019年時点で障害年金受給者の傷病の中、最も多いのが精神障害であり35%を占める。その次に多いのが知的障害で24%を占める。3番目に多い傷病は脳血管疾患で7%を占めるに過ぎないことから、いかに障害年金受給者に占める精神障害と知的障害の比率が高いかが分かる。

また2009年から2019年までの3時点(10年間)の傷病分布の変化に着目すると、知的障害は22%から24%へと2%ポイントしか増加していない一方、精神障害は28%から35%へと7%ポイントも増加している。

表2: 障害年金受給者の傷病分布(制度・障害等級別、%)

さらに制度・障害等級別に傷病分布をみても、国民年金2級、厚生年金2級と3級で、精神障害は最も大きい構成比を占める。国民年金2級では、2009年に37%、2019年には7%ポイント増え、44%を占める。厚生年金2級では2019年時点で精神障害は50%近くに達する。厚生年金3級でも40%を占める。一方、国民年金1級では、2009年時点で精神障害は16%を占め、2番目に多い傷病であり、知的障害が32%を占め、最も多い傷病である。ただし厚生年金1級でのみ脳血管疾患が最も多く、32%を占める。

以上のように全体で見れば、3人に1人が精神障害、4人に1人が知的障害に基づく障害年金受給者となっているが、とくに精神障害に基づく障害年金受給者で生活保護併給率は高い。表3は制度・障害等級別に精神・知的障害に基づく障害年金受給者の生活保護併給率を全体と比較したものである。なお知的障害に基づく厚生年金受給者については該当サンプルが存在しない、もしくは1サンプルしか存在しないため示していない(以下同じ)。

表3: 障害年金受給者の生活保護併給率(制度・障害等級・障害種別、%)

制度・障害等級別にみると、2019年時点で生活保護併給率は、国民年金1級で5%、2級で11%、厚生年金1級で2%、2級で5%、3級で7%となっている。厚生労働省「被保護者調査(2019年度確定値)」の保護率(生活保護受給率)は1.6%なので、障害年金受給者の生活保護併給率は高い。

精神障害に基づく障害年金受給者の生活保護併給率は、2019年時点で障害年金受給者全体と比較し、さらに3~5%ポイントほど高い。とくに精神障害に基づく厚生年金3級の生活保護併給率は12%であり、障害年金受給者全体と比較して5%ポイントも高い。一方、精神障害の次に多い、知的障害に基づく障害年金(国民年金)受給者の生活保護併給率は障害年金受給者全体と比較して低い傾向にある。

(2) SoL法に基づく精神障害による費用の把握

なぜ精神障害を伴う障害年金受給者の生活保護併給率は相対的に高いのか。生活保護は世帯単位での給付であるため、他の世帯員との同居状況や他の世帯員の就労状況等の世帯属性が、生活保護を受給できるか否かに大きな影響を与える。これらの状況の相違が、精神障害に基づく障害年金受給者の方が他の傷病に基づく障害年金受給者の生活保護併給率より高くなっている理由として考えられる。たとえば、精神障害を伴う障害年金受給者の場合、他の傷病に基づく障害年金受給者と比べ、世帯規模の経済性が小さい単身世帯が多かったり、他の世帯員からの収入が期待しにくかったりする可能性が考えられる。

そこでこれらの世帯属性を統御し、さらに受給している障害年金額を統御した上で、精神障害の有無が生活

保護併給率に影響を与えているかどうかを確認する。前節で説明したように SoL 法を援用すれば、障害年金額と精神障害の有無の係数に基づき、生活保護を併給しないためには障害年金額を何%増額すれば良いか推計可能である。

表 4 は生活保護「非」併給率を被説明変数として、障害年金額、精神・知的障害の有無、本人属性(性別、年齢、有配偶)、世帯属性(世帯員数、18 歳以下の同居子数、本人以外の世帯員の就労者数)、調査年を説明変数とする Logit Model を、制度・障害等級ごと・65 歳未満・以上別に推計した結果を示している。表 5 は表 4 に基づく限界効果(生活保護「非」併給率確率を各変数が何%上昇させるか)を示している。また表 6 は表 4 および表 5 の結果から抜粋・計算している。生活保護「非」併給率への精神障害の限界効果は表 5 の精神障害の行の抜粋である。精神障害による追加費用は表 4 の障害年金額の係数(β)と精神障害の係数(γ)に基づき、 $-\gamma/\beta \times 100\%$ の値を求め、95%信頼区間の値も推定した。「n.s.」は 5%水準で統計的に有意でないこと(not significant)を示す。

表 4: 障害年金受給者の生活保護「非」併給率の Logit Model 推定結果(係数)

表 5: 障害年金受給者の生活保護「非」併給率の Logit Model 推定結果(限界効果)

表 6: 生活保護「非」併給への精神障害の影響と「非」併給に必要な年金額引上げ水準

同じ障害年金額であっても、また本人・世帯属性を統御しても、精神障害である場合、精神・知的障害を除くその他の障害(以下、「身体障害等」と略す)である場合と比較して生活保護「非」併給となる確率は、国民年金 1 級の 65 歳未満で 2%、国民年金 2 級の 65 歳未満で 5%、65 歳以上でも 5%、厚生年金の 65 歳未満で 3%、同 3 級の 65 歳未満で 7%低い。一方、国民年金 1 級の 65 歳以上、厚生年金 1 級、厚生年金の 65 歳以上、厚生年金 3 級の 65 歳以上では、精神障害である場合でも、身体障害等である場合と比較して生活保護「非」併給となる確率に統計的に有意な差を見いだせなかった。

また SoL 法を援用すると、精神障害を伴う障害年金受給者が生活保護を併給しないためには、身体障害等である場合と比較して、厚生年金 2 級の 65 歳未満で 20%(95%信頼区間では 10~33%)、同 3 級の 65 歳未満で 50%(95%信頼区間では 30~70%)、障害年金額を引き上げる必要がある。国民年金 1 級・2 級および厚生年金 1 級、そして 65 歳以上の厚生年金 2 級と同 3 級では、生活保護を併給しないため障害年金額を引き上げる必要があるかどうかは確認できなかった。

(3) 実態費用法に基づく精神障害による費用の把握

精神障害を伴う障害年金受給者は、別途、身体障害者等を伴う障害年金受給者より高い治療・療養・介助費用に直面しているかもしれない。

図 2 は昨年 1 か月あたりの治療・療養・介助費用(食費を除く)の分布を制度・障害等級ごとに 3 時点別に示したものである。推計対象サンプルからは生活保護併給世帯は除外している。理由として生活保護併給世帯の場合、医療扶助・介護扶助・障害者加算等があるため、制度的に治療・療養・介助費用が「非」併給世帯とは異なる傾向があることを考慮したためである。

相対的に当該費用の高い方、1 か月 5 万円以上の構成比率に着目すると、3 時点とも国民年金では 2 級(3 時点平均 17%)より 1 級の比率(同 26%)が高く、また厚生年金では 1 級(同 39%)、2 級(同 25%)、3 級(同 17%)の順にその比率は高い。制度・障害等級間で比較すると、1 か月 5 万円以上の構成比率は、国民年金 1

級と厚生年金 2 級、国民年金 2 級と厚生年金 3 級がほぼ同じである。

図 2: 障害年金受給者の昨年1か月あたりの治療・療養・介助費用の分布(%)

相対的に当該費用の低い方、1 か月 1 万円未満の構成比率に着目すると、高い方(5 万円以上)とは逆に、3 時点とも国民年金では 1 級(3 時点平均 44%)より 2 級の比率(同 54%)が高く、また厚生年金では 3 級(同 54%)、2 級(同 45%)、1 級(同 29%)の順にその比率は高い。制度・障害等級間で比較すると、1 か月 1 万円未満の構成比率は、5 万円以上の構成比率と同様、国民年金 1 級と厚生年金 2 級、国民年金 2 級と厚生年金 3 級がほぼ同じである。

一方、高い方と低い方の間にある、1 か月 1 万～5 万未満の構成比率は、いずれの時点、制度・障害等級間でほぼ等しく 30%前後となっている。

ただし図 2 に基づく分布だけでは、本人・世帯属性を統御した上で、制度・障害等級間で、治療・療養・介助費用が平均的にどれほど相違しているかは直接には分からない。それを定量的に把握するため、本人・世帯属性等を統御した上で、治療・療養・介助費用を被説明変数とする区間回帰モデルを推計した結果を表 7 に示した。最も重要な変数として、制度・障害等級ダミーが説明変数となっており、これらのダミー変数の係数を 100 倍すると、基準となる制度・障害等級(国民年金 2 級あるいは厚生年金 2 級)より治療・療養・介助費用が何%多いかが分かる。表 8 はその値と 95%信頼区間を示している。

表 7: 障害年金受給者の治療・療養・介助費用の区間回帰モデル推計結果(制度・障害等級「間」比較)

表 8: 障害年金受給者の治療・療養・介助費用の区間回帰モデル推計結果(制度・障害等級「間」比較)の 95%信頼区間

国民年金 2 級を基準とする推計式(表 7 の 1～3 式)に基づくと、全年齢では、国民年金 1 級で 31%(95%信頼区間は 26～37%)、厚生年金 1 級で 86%(同 80～92%)治療・療養・介助費用が多くかかる。国民年金 2 級と厚生年金 2 級との間に統計的に有意な差は見いだされなかった。また 65 歳未満では国民年金 1 級で 41%(95%信頼区間は 35～47%)、厚生年金 1 級で 104%(同 96～111%)、厚生年金 2 級で 39%(同 32～46%)、治療・療養・介助費用が多くかかる。全年齢と同様、65 歳未満でも国民年金 2 級と厚生年金 3 級に統計的に有意な差は見いだされなかった。さらに国民年金 2 級を基準として、厚生年金 1 級で 54%(95%信頼区間は 44～65%)、厚生年金 2 級で 23%(同 11～34%)、厚生年金 3 級で 22%(同 7～36%)、治療・療養・介助費用が多くかかる。65 歳以上では国民年金 1 級と国民年金 2 級に統計的に有意な差は見いだされなかった。

厚生年金のみを対象とした推計(表 7 の 4～6 式)に基づくと、全年齢では厚生年金 2 級を基準として、厚生年金 1 級で 52%(95%信頼区間は 46～58%)、治療・療養・介助費用が多くかかる一方、厚生年金 3 級では逆に-31%(同-37～-25%)、治療・療養・介助費用は少ない。65 歳未満では厚生年金 1 級で 64%(95%信頼区間は 56～71%)、治療・療養・介助費用が多くかかる一方、厚生年金 3 級では逆に-33%(同-40～-27%)、治療・療養・介助費用は少ない。同様に厚生年金 2 級を基準として、65 歳以上では厚生年金 1 級で 34%(95%信頼区間は 23～44%)、治療・療養・介助費用が多くかかる。65 歳以上では厚生年金 2 級と同 3 級との間に、治療・療養・介助費用の有意な差はない。

65 歳以上の国民年金 1 級を除き、国民年金、厚生年金とも 2 級の治療・療養・介助費用を 1 級は 25%上回

ることを確認できた。また全年齢および 65 歳未満については、国民年金 2 級と厚生年金 3 級の治療・療養・介助費用には統計的に有意な差を確認できなかった。

さらに制度・障害等級ごとに、本人・世帯属性等を統御した上で精神障害の影響を区間回帰モデルにより推定した結果を表 9 に示した。

表 9: 障害年金受給者の治療・療養・介助費用の区間回帰モデル推計結果(制度・障害等級「内」比較)

対応する障害年金受給額が有意でないため、SoL 法を援用し生活保護を併給しないために必要な障害年金の引上げ水準を推計できなかったが、65 歳未満の国民年金 1 級と 65 歳以上の国民年金 2 級で、精神障害がある場合、生活保護「非」併給率は各々 2%、5% 低いことを確認している(表 6 参照)。また、精神障害である場合、身体障害等と比較し、65 歳未満の国民年金 1 級で 53%、65 歳以上の国民年金 2 級で 32%、治療・療養・介助費用が高い。これらの費用を賄えないため 65 歳以上の国民年金 1 級と 65 歳以上の国民年金 2 級の生活保護「非」併給率が高い可能性も示唆される。一方、65 歳未満の精神障害ダミーの係数は、厚生年金 2 級では身体障害等と有意な差がない上、厚生年金 3 級ではむしろ 20% 治療・療養・介助費用が低い。

(4) 就労状況および年金額の就労率への影響の可能性

最後に精神障害に伴う障害年金受給者の年金額引上げが、就労率に与える影響について検討する。

まず百瀬・大津(2020)に倣い、最新の 2019 年調査を加えた 3 時点で、障害年金受給者を身体障害等、精神障害、知的障害の 3 つの障害カテゴリーに分け、就労状況のトレンドを確認する。

表 10 は 65 歳未満の障害年金受給者の就労率を 3 つの障害カテゴリーについて 3 時点、制度・障害等級ごとに比較している。まず 3 グループとも、障害者雇用の進展を背景として、制度・障害等級にかかわらず 3 時点間で就労率は上昇している。そして上昇幅は 1 級より 2 級、2 級より 3 級と、障害の程度が相対的に軽いほど大きくなっている。

表 10: 65 歳未満の障害年金受給者の就労率(制度・障害等級・障害種別、%)

また身体障害者等と比較すると、知的障害については国民年金 1 級では 2~3%ポイント就労率は低いが、同 2 級ではむしろ就労率は 2019 年時点で 26%ポイント高い。一方、精神障害は、身体障害等と比較して、いずれの制度・障害等級でも低い。精神障害の厚生年金 3 級の就労率は 2009 年に 25%、2019 年は 54%であり、29%ポイントも就労率が上昇したが、それでもまだ 2019 年の就労率は身体障害等と比較し 17%ポイント低い。厚生年金 3 級以外については、身体障害等との差はそれほど 3 時点で縮まっておらず、精神障害の就労率は 13~19%ポイント低い。

表 11 は就労している 65 歳未満の障害年金受給者の年間就労収入分布のトレンドを比較している。最も低い 0~50 万円に注目すると、身体障害等、精神障害、知的障害いずれのグループでも構成比は低下している。しかしそれでも 2019 年に 0~50 万円未満の比率は、身体障害等は 21%であるのに対し、精神障害は 54%、知的障害は 64%となっている。次に低い 50~100 万円未満に着目しても、身体障害等は 13%であるのに対し、精神障害は 22%、知的障害は 19%となっており、全般的に精神・知的障害に基づく障害年金受給者の就労収入は低い。

表 11:65 歳未満の就労している障害年金受給者の就労収入分布(障害種別、%)

低い就労収入の背景として、常勤雇用の少なさ、労働時間の短さ、時間当たり賃金率の低さが挙げられる。

表 12 は 65 歳未満の障害年金受給者の就労形態の分布を示している。障害者雇用の進展とともに常勤雇用の比率も上昇している。しかし 2019 年の常勤雇用の比率は身体障害等で 45%であるのに対し、精神障害者は 9%であり、知的障害の 8%と並ぶ低さとなっている。そして調査票上の就労形態カテゴリーが、2009 年と 2014 年/2019 年との間で異なることに注意する必要がある(表注参照)が、精神障害で 2009 年から 2019 年までの間に急速に比重を増している就労形態が福祉事業所等であり、2019 年は 36%である。そして精神障害で次に多い就労形態が臨時・パート等で 33%を占める。知的障害も最も多い就労形態は福祉事業所等であり、2019 年で 49%となっている。

表 12:65 歳未満の就労している障害年金受給者の就労形態分布(障害種別、%)

表 13 は就労している 65 歳未満の障害年金受給者の労働時間の分布を示している。2019 年において身体障害等で最も多い週労働時間は 30~40 時間未満であり 29%、次に多い 40 時間以上も 22%となっている。もともと 40 時間以上は 2009 年時点では 25%であったので、やや低下傾向にある。一方、精神障害で最も多い週労働時間は 0~10 時間未満であり 2019 年で 34%となっており、10~20 時間未満を合わせると 56%となり、大半が 20 時間未満で就労している。とはいえ 30~40 時間未満は 2009 年の 12%から 2019 年には 15%、40 時間以上は 2009 年の 4%から 2019 年には 6%になるなど、30 時間以上の構成比率が上昇する傾向にある。知的障害については、20 時間未満で構成比率が上昇する傾向があり、2009 年に 36%であったのが 2019 年には 42%に上昇している。

表 13:65 歳未満の就労している障害年金受給者の労働時間分布(障害種別、%)

身体障害者等と比較し、精神障害者で労働時間の短い(とりわけ 20 時間未満が多い)ことは、精神障害者の就労収入の低さを説明すると考えられるが、常勤以外の就労形態(とりわけ福祉事業等)が多いことに示されるように、時間当たり賃金率自体が低いためかもしれない。

このことを確認するため、就労収入および週労働時間の階級値の中央値(たとえば就労収入階級 50~100 万円未満であれば 75 万円、労働時間階級 10~20 時間未満であれば 15 時間)を用い、1 年の週数を $365 \div 7$ とし時間当たり賃金率の分布を、3 つの障害カテゴリー別に 3 時点について示したのが図 3 である。

3 時点とも時間当たり賃金率の分布は、身体障害等が最も高く、知的障害が最も低く、精神障害は中間にあることが分かる。障害年金受給者だけでなく、雇用障害者全般の時間当たり賃金率の分布について確認した山田・荒木(2023)とも整合的な結果となっている。

図 3:65 歳未満の就労している障害年金受給者の時間当たり賃金率の分布(障害種・調査年別)

以上のように身体障害者等と比較し、精神障害に基づく障害年金受給者の就労収入は低くなっているが、そ

の背景として労働時間の短さ、常勤の会社員・公務員以外の就労形態の多さ、そもそもの時間当たり賃金率の低さがあることを確認した。すなわち、65歳未満の精神障害に基づく障害厚生年金受給者に存在する追加費用の一部は、労働時間・就労形態・賃金率等、労働市場での就労に関するさまざまな制約に由来する可能性があることを確認した。

それでは、この制約を保障するために、仮に精神障害に伴う追加費用を厚生年金増額により賄った場合、就労にどのような影響があるのだろうか。標準的な労働経済学の枠組に基づけば、非就労収入（たとえば障害厚生年金額）が増大すると、これ以上であれば就労するという賃金の下限額（留保賃金）は上昇するため、就労確率は低下すると考えられる。

それを確認するため、厚生年金の障害等級ごとに、障害年金額、精神障害の有無およびそれらの交差項を説明変数とし、被説明変数を就労・非就労として、Logit Model で推定した結果を表 14 に示している。説明変数には世帯属性を統御するための変数や調査年ダミーも加えている。一方で、就労確率に影響を与える人的資本変数（教育水準等）は入手可能でないため含まれていない。この点は、結果解釈の際、留意すべきである。

表 14: 65歳未満の障害厚生年金受給者の就労確率の Logit Model 推定結果 (係数)

障害年金額の係数の符号に着目すると、厚生年金 1 級で係数は有意で、負の値をとっており、標準的な労働経済学の枠組で想定される結果と整合的である。推計式に教育水準に関する変数は入れず、身体・精神・重度障害等を統御した、金子(2011)でも同様に障害基礎年金以外の年金額は 10%水準ではあるが負の値で有意であり、その結果とも整合的である。

しかし、厚生年金 2 級および 3 級では、係数はいずれも有意で、正の値をとっており理論モデルの予想とは反対の結果である。また精神障害に基づく障害年金受給者であることは、精神障害であること自体（精神障害ダミー）の係数はいずれも有意であるが、厚生年金 1 級では負の値、2 級・3 級では正の値、さらに精神障害ダミーと障害年金額の交差項（精神障害×障害年金額(ln)）は反対に、厚生年金 1 級で正の値（ただし係数としては 5%水準で有意でない）、2 級・3 級では負の値で有意であり、正負逆になっている。そのため、この表 14 のみから、精神障害を伴う障害厚生年金受給者の年金額の効果を把握するのは難しい。そこで交差項を含め、推定された係数を用いた障害年金額ごとの予測値を精神障害（精神障害ダミー=1）と身体障害等（精神障害ダミー=0）について各々プロットしたのが図 4 である。

図 4: 65歳未満の障害厚生年金受給者の年金額の就労確率への影響（精神障害の有無別）

図 4 において厚生年金 1 級の推計式の精神障害と障害年金の交差項は 5%水準で有意でないため（ただし 10%水準では有意）、厚生年金 1 級の精神障害のプロットは参考値でしかない。したがって厚生年金 1 級では精神障害がない場合（精神障害=0）のみのプロットに注目すると、障害年金受給額と就業確率には負の関係があり、プロットされた曲線は右下がりになっていることが確認できる。厚生年金 2 級・3 級では、精神障害がある場合（精神障害ダミー=1）は障害年金受給額が上昇すると就労確率が下がる負の関係、精神障害がない場合は障害年金受給額が上昇すると就労確率がむしろ上がる正の関係となっている。

精神障害がない場合、労働経済学の一般的な理論モデルが予測するのは反対に、就労率と障害年金受給額との間に正の相関がある理由として、データ制約から人的資本に関する変数（教育水準、勤続年数等）が

投入されていないことによる可能性を指摘できる。すなわち、障害年金受給前の人的資本賦存量が多く、賃金率が高く、結果的に障害厚生年金額も高かったとする。この場合、障害は伴っていても他の条件が一定であれば(とくに障害の程度が同じであれば)労働市場では相対的に高い賃金を提示される可能性が高い。その結果、相対的に高い賃金率による就労促進効果が、同じく相対的に高い障害厚生年金による留保賃金押上げ効果を上回った結果、就労確率は高くなったという可能性である。つまり、障害厚生年金額は人的資本変数(賃金)の代理変数となっているため、就業確率との正の相関が観測されたという可能性である。

一方、精神障害に基づく障害年金受給者の場合、その障害特性から、労働市場で高い賃金率を提示される効果よりも、障害厚生年金受給額が高くなることにより留保賃金が高くなる効果の方が大きいと、就労率は低下する負の相関が観測された可能性を指摘できる。

それでは精神障害に基づく障害年金受給者の年金額を身体障害等に基づく障害年金受給者の生活保護併給率と同じになるところまで障害厚生年金額を引き上げた場合、就業率をどれほど低下させるのか。表 14 で計測された係数に基づき予測すると、精神障害に基づく障害厚生年金受給者の年金平均額での就労率は、厚生年金 2 級で 20%、同 3 級で 39%であり、身体障害等に基づく障害厚生年金受給者の生活保護受給率と同じになるまで精神障害に基づく障害年金受給者の年金額、すなわち障害厚生年金額を 2 級で 20%、3 級で 49%各々引き上げたとすると(表 6 参照)、対応する就労率は厚生年金 2 級で 2%ポイント低く、同 3 級では 8%ポイント低くなる。

5. おわりに

本稿では、3 時点(2009 年、2014 年、2019 年)の厚生労働省「障害年金受給者実態調査」の個票を用い、精神障害に基づく障害年金受給者に焦点を当て、(1)生活保護を併給しないために必要な障害年金額の水準について検討した後、(2)年金水準を引き上げた場合、どれほど就労率に影響が及ぶのか、その可能性について検討した。

本稿の主な知見は以下 5 点に集約される。

- ① 精神障害に基づく障害年金受給者の生活保護併給率は高く、2019 年時点で障害年金受給者全体と比較し 3~5%ポイントほど高く、とくに精神障害に基づく厚生年金 3 級の生活保護併給率は 12%に達する。
- ② 精神障害に基づく障害年金受給者が生活保護「非」併給になるため追加的に必要な障害年金額は、身体障害等である場合と比較して、65 歳未満の厚生年金 2 級で 20%、同 3 級で 49%であり、65 歳以上やそれ以外の制度・障害等級では追加的に必要な障害年金額は確認できなかった。
- ③ 国民年金 2 級を基準として治療・療養・介助費用は、国民年金 1 級で 31%、厚生年金 1 級で 86%多くかかる。国民年金 2 級と厚生年金 2 級との間に統計的に有意な差は見いだされなかった。
- ④ 精神障害である場合、身体障害等と比較し、65 歳未満の国民年金 1 級で 53%、65 歳以上の国民年金 2 級で 32%、治療・療養・介助費用が高い。これらの費用を賄えないため、65 歳以上の国民年金 1 級と 65 歳以上の国民年金 2 級の生活保護併給率が高い可能性も示唆される。
- ⑤ 65 歳未満の身体障害等の厚生年金 2 級・3 級では、障害年金額と就労率との間に正の相関が観測される一方、精神障害では負の相関が観測された。精神障害に基づく障害年金受給者の年金額を身体障害等に基づく障害年金受給者と同じ生活保護受給率となるように引き上げた場合、65 歳未満の精神障害に基づく厚生年金 2 級で 2%ポイント、同 3 級では 8%ポイント低下すると予測される。

最後の点について若干の政策含意を述べれば、精神障害を伴う障害年金受給者の貧困リスク(高い生活保

護併給率)に対応するために、仮に厚生年金 2 級・3 級の障害年金額を引き上げたとしても、単なる障害年金額の引上げでは、就労率低下を伴う可能性があるということである。そのため、精神障害に基づく障害年金受給者の所得保障水準を何らかの方法で引き上げるのであれば、雇用政策との連携が必須となる。

また本稿における研究上の留保点としては、すでに先行研究でも指摘されているように SoL 法を援用した分析では、障害に伴う逸失稼得収入、主観的厚生水準の低下、家族介護などの機会費用の発生などが捨象されている点である。また障害等級・制度による治療・療養・介助費用の相違を推計した実態費用法では財・サービスのそもそもの入手可能性や所得が低いことによって財・サービス利用が制約されている場合、正確な費用推計はできないことに注意する必要がある。さらに、そもそもなぜ精神障害が増大し続けているのか、その理由を明らかにすることは今後の課題である。

参考文献

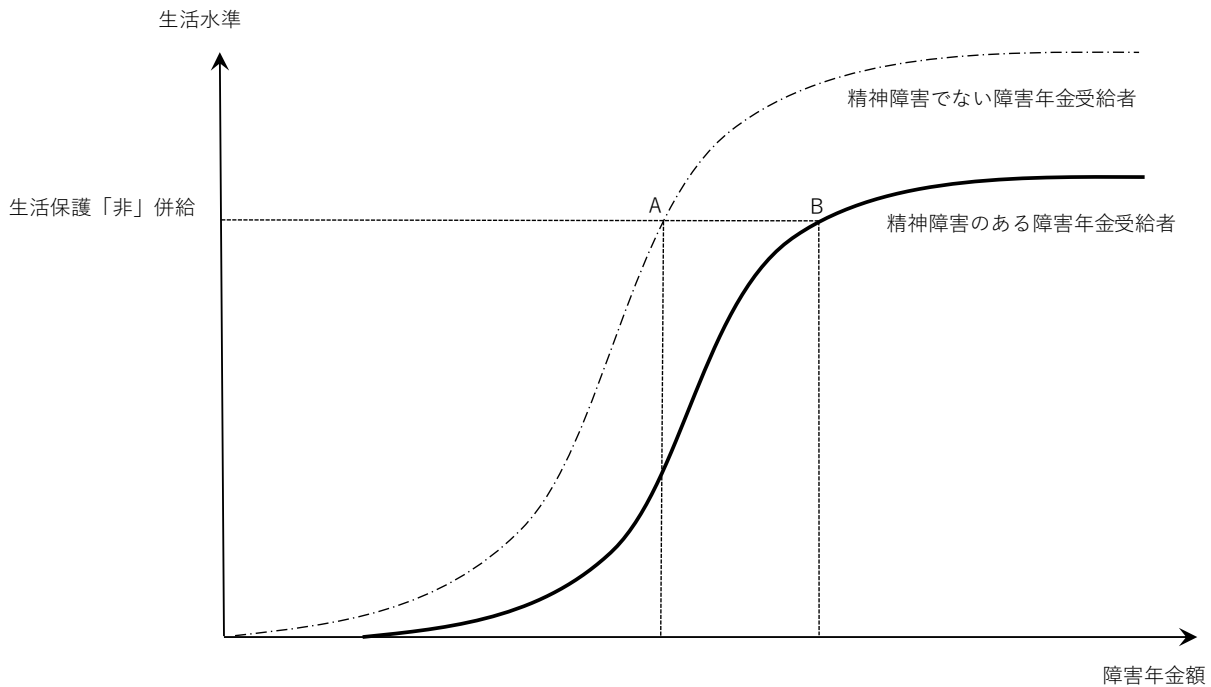
- 金子能宏(2011)「経済政策的観点からの検証」松井亮輔・岩田克彦編、『障害者の福祉的就労の現状と展望』中央法規。
- 百瀬優(2014)「なぜ障害年金の受給者は増加しているのか？」『早稲田商學』439:461-476。
- 百瀬優(2022)「障害年金受給者の動向と実態」『公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 令和 3 年度 総括・分担研究報告書』厚生労働行政推進調査事業費補助金 政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)。
- 百瀬優・大津唯(2020)「障害年金受給者の生活実態と就労状況」『社会政策』12(2):74-87。
- 山田篤裕・荒木宏子(2023)「精神障害者雇用の急速な進展と賃金構造の変化:Blinder-Oaxaca 分解に基づく検証」『医療経済研究』34(2): 68-86。
- 山田篤裕・百瀬優・四方理人(2015)「障害等により手助けや見守りを要する人の貧困の実態」『貧困研究』15: 99-121。
- Cullinan, John, Brenda Gannon and Eamon O'Shea (2013) "The Welfare Implications of Disability for Older People in Ireland," *European Journal of Health Economics*, 14:171–183. DOI 10.1007/s10198-011-0357-4
- Mitra, Sophie, Michael Palmer, Hoolda Kim, Daniel Mont, and Nora Groce (2017) "Extra Costs of Living with a Disability: A Review and Agenda for Research," *Disability and Health Journal*, 10(4): 475-484. DOI 10.1016/j.dhjo.2017.04.007
- Morris, Zachary, and Asghar Zaidi (2020) "Estimating the Extra Costs of Disability in European Countries: Implications for Poverty Measurement and Disability-Related Decommodification," *Journal of European Social Policy*, 30, 339-354. DOI 10.1177/0958928719891317
- Morris, Zachary, Stephen McGarity, Nanette Goodman, and Asghar Zaidi (2022) "The Extra Costs Associated with Living with a Disability in the United States," *Journal of Disability Policy Studies*, 33(3), 158-167. DOI 10.1177/10442073211043521
- Zaidi, Asghar, and Tania Burchardt (2005) "Comparing Incomes when Needs Differ: Equivalization for the Extra Costs of Disability in the UK", *Review of Income and Wealth*, 51(1), 89-114. DOI 10.1111/j.1475-4991.2005.00146.x

表 1: 制度・障害等級の定義

障害等級		定義
国民年金	1級	1級の障害基礎年金を受給している者であって障害厚生年金を受給していない者
	2級	2級の障害基礎年金を受給している者であって障害厚生年金を受給していない者
厚生年金	1級	1級の障害厚生年金と障害基礎年金を受給している者
	2級	2級の障害厚生年金と障害基礎年金を受給している者
	3級	3級の障害厚生年金を受給している者

注:それぞれ 1985 年改正以前(旧法)の受給者を含む。

図 1: SoL 法を援用した「精神障害」による障害年金受給者の生活保護「非」併給になるために追加的に必要な年金額の推計方法



出典: Zaidi and Burchardt (2005)、Morris and Zaidi (2020) および Morris et al. (2022) に基づき本稿用に改変。

表 2:障害年金受給者の傷病分布(制度・障害等級別、%)

傷病名	全体			国民年金1級			国民年金2級		
	2009	2014	2019	2009	2014	2019	2009	2014	2019
呼吸器系結核	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.3	0.1	0.1
骨・関節の結核	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2	0.0	0.3	0.1	0.1
その他の結核	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
梅毒	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
精神障害	27.9	31.1	34.6	16.3	15.7	15.5	36.6	40.6	44.0
脳血管疾患	8.4	8.1	7.1	8.6	8.7	8.3	5.3	4.9	3.9
視器の疾患・外傷	5.5	4.8	4.0	11.2	10.6	9.2	0.9	0.9	0.8
循環器系の疾患	3.1	2.2	2.4	0.5	0.5	0.2	3.7	1.6	1.7
じん肺症	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
脊柱の外傷	1.1	1.3	1.0	1.2	1.6	1.1	0.3	0.3	0.2
上肢の外傷	1.8	1.5	1.3	0.4	0.2	0.3	2.0	1.8	1.6
下肢の外傷	1.3	1.2	0.9	0.5	0.5	0.4	1.6	1.4	1.1
その他の外傷	1.1	0.9	1.1	1.1	1.1	1.3	0.9	0.5	0.5
耳の疾患・外傷	5.5	5.0	4.4	13.1	13.4	12.7	1.0	0.8	0.8
脊柱の疾患	2.4	1.9	1.8	3.3	2.8	3.2	2.1	1.5	1.3
関節の疾患	3.6	2.9	2.6	2.9	2.6	1.8	3.8	2.8	2.6
中枢神経系の疾患	5.9	5.9	5.9	9.2	9.8	10.6	3.9	4.0	3.9
呼吸器系の疾患	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3
腎疾患	4.9	4.6	3.8	0.2	0.3	0.2	7.0	6.4	5.1
肝疾患	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0
消化器系の疾患	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1
血液及び造血器の疾患	0.1	0.2	0.1	0.0	0.1	0.0	0.3	0.3	0.1
糖尿病	1.3	1.5	1.6	0.6	0.2	0.4	0.6	1.0	1.0
新生物	1.2	1.1	1.0	0.3	0.3	0.2	0.8	0.7	0.7
その他	2.0	1.8	1.9	2.3	2.4	2.5	1.3	1.0	1.3
知的障害	21.9	23.3	23.9	27.8	29.1	32.0	26.8	29.0	28.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典:厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら計算。

注:復元倍率に基づく計算。

表 2: 障害年金受給者の傷病分布(制度・障害等級別、%) (つづき)

傷病名	厚生年金 1 級			厚生年金 2 級			厚生年金 3 級		
	2009	2014	2019	2009	2014	2019	2009	2014	2019
呼吸器系結核	0.0	0.0	0.0	0.5	0.1	0.1	0.5	0.3	0.2
骨・関節の結核	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
その他の結核	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
梅毒	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
精神障害	4.1	5.9	10.0	33.3	39.1	49.8	40.3	45.0	40.3
脳血管疾患	32.2	33.4	32.0	15.6	13.5	11.4	5.8	5.8	5.0
視器の疾患・外傷	20.6	18.5	16.6	1.4	1.7	2.0	0.5	0.5	0.3
循環器系の疾患	1.4	1.7	1.8	2.4	2.1	2.0	15.3	15.0	18.4
じん肺症	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.2	0.0
脊柱の外傷	11.1	12.4	11.1	1.1	1.3	1.1	1.2	1.4	1.1
上肢の外傷	0.5	0.4	0.3	3.7	2.8	2.3	6.1	4.8	3.2
下肢の外傷	0.7	0.6	0.8	2.9	2.0	1.4	2.0	2.1	1.9
その他の外傷	4.0	3.4	4.2	1.3	1.4	1.7	1.4	1.1	1.6
耳の疾患・外傷	2.8	2.4	3.0	0.6	0.6	0.5	0.3	0.1	0.5
脊柱の疾患	1.6	1.9	1.4	1.3	1.3	0.8	1.8	1.2	1.6
関節の疾患	1.9	1.5	1.0	2.9	2.7	1.9	7.0	6.7	8.6
中枢神経系の疾患	8.9	7.3	7.7	3.2	3.1	3.0	2.1	2.2	3.5
呼吸器系の疾患	0.2	0.1	0.1	0.5	0.4	0.3	0.6	0.7	0.6
腎疾患	0.2	0.1	0.3	17.1	15.3	11.1	3.0	1.4	0.7
肝疾患	0.1	0.0	0.0	0.3	0.1	0.2	0.9	0.5	0.2
消化器系の疾患	0.1	0.0	0.1	0.2	0.2	0.1	1.7	1.4	1.7
血液及び造血器の疾患	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.3	0.3
糖尿病	4.5	4.8	4.4	6.3	7.9	6.9	0.8	0.7	0.9
新生物	1.5	1.4	1.7	3.3	2.8	1.9	5.0	5.2	5.9
その他	3.4	4.0	3.4	2.0	1.5	1.5	3.6	3.6	3.8
知的障害	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典: 厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら計算。

注: 復元倍率に基づく計算。

表 3: 障害年金受給者の生活保護併給率(制度・障害等級・障害種別、%)

制度・障害等級	調査年	全体	精神障害		知的障害	
		(R _a)	(R _p)	差 (R _p -R _a)	(R _p)	差 (R _i -R _a)
国民年金1級	2009	4.7	6.7	2.0	4.6	-0.1
	2014	3.9	6.1	2.2	2.6	-1.4
	2019	4.9	8.2	3.3	3.9	-1.0
国民年金2級	2009	8.6	11.6	3.0	7.9	-0.7
	2014	9.3	13.4	4.1	8.5	-0.8
	2019	10.5	13.6	3.1	9.4	-1.1
厚生年金1級	2009	1.2	2.3	1.1	n/a	
	2014	1.2	2.3	1.1		
	2019	2.1	1.4	-0.7		
厚生年金2級	2009	4.4	7.9	3.5		
	2014	4.2	6.6	2.4		
	2019	5.3	7.8	2.6		
厚生年金3級	2009	9.1	14.4	5.3		
	2014	8.6	12.6	3.9		
	2019	7.1	11.9	4.8		

出典: 厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら計算。厚生年金受給者における知的障害については該当サンプルが存在しない、あるいは存在しても1サンプルのため表示していない(以下同じ)。

注: 復元倍率に基づき計算。生活保護受給不詳を除く。

表 4: 障害年金受給者の生活保護「非」併給率の Logit Model 推定結果(係数)

	国民年金 1 級		国民年金 2 級		厚生年金 1 級		厚生年金 2 級		厚生年金 3 級	
	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
精神障害	-0.426** (0.159)	-0.124 (0.237)	-0.646** (0.126)	-0.637** (0.192)	0.099 (0.427)	0.215 (0.615)	-0.652** (0.143)	-0.178 (0.259)	-1.148** (0.114)	-0.406 (0.254)
知的障害	0.608** (0.170)	-0.469* (0.229)	-0.232 (0.148)	-0.011 (0.277)						
障害年金額 (ln)	0.094 (0.620)	-1.643** (0.503)	0.064 (0.750)	7.260+ (4.142)	3.421** (0.799)	3.407** (0.800)	3.043** (0.527)	1.517* (0.769)	2.305** (0.400)	3.390** (0.582)
世帯員数 2 人	0.155 (0.176)	0.302 (0.281)	0.732** (0.107)	0.714** (0.261)	0.273 (0.365)	1.885** (0.713)	1.014** (0.168)	1.430** (0.549)	1.252** (0.126)	0.847* (0.363)
世帯員数 3 人	1.274** (0.223)	0.700 (0.428)	1.826** (0.140)	1.772** (0.635)	1.324* (0.601)	0.877 (0.799)	2.049** (0.245)	1.465* (0.643)	2.552** (0.241)	1.505+ (0.799)
世帯員数 4 人	0.987** (0.341)	0.721 (0.590)	1.976** (0.248)	0.643 (0.714)	3.223** (0.978)	0.557 (0.806)	2.732** (0.520)	3.007* (1.379)	3.442** (0.469)	1.999+ (1.045)
世帯員数 5 人	0.304 (0.487)	1.577 (1.196)	2.090** (0.360)	0.628 (0.727)	1.367 (1.154)	-0.144 (1.026)	3.053** (0.844)	0.924 (0.776)	3.365** (0.539)	0.925 (1.804)
世帯員数 6 人以上	1.943* (0.962)	0.718 (0.940)	1.875** (0.499)		1.648 (1.014)	0.592 (1.346)	3.217** (1.230)		3.993** (0.747)	-0.389 (1.784)
女性	0.099 (0.130)	0.007 (0.167)	-0.189* (0.087)	0.194 (0.162)	-0.173 (0.268)	0.804* (0.365)	0.001 (0.141)	-0.186 (0.299)	-0.099 (0.103)	0.563* (0.242)
年齢	-0.013* (0.006)	0.020 (0.013)	0.002 (0.004)	0.053** (0.015)	-0.027 (0.018)	0.024 (0.032)	-0.007 (0.007)	0.038+ (0.022)	-0.034** (0.007)	0.007 (0.017)
有配偶	0.298 (0.240)	0.509+ (0.289)	0.072 (0.175)	0.800** (0.300)	0.105 (0.461)	-0.771 (0.665)	-0.009 (0.265)	0.658 (0.560)	-0.344+ (0.188)	0.010 (0.419)
18歳未満子 1 人	-1.372** (0.343)	-1.030 (0.772)	-1.571** (0.262)	-0.557 (1.013)	-2.015** (0.656)	-1.767** (0.630)	-2.042** (0.372)		-1.326** (0.272)	-2.265* (1.046)
18歳未満子 2 人	-0.069 (0.798)	-1.704* (0.751)	-1.322** (0.455)	-1.552+ (0.834)	-1.052 (1.090)		-2.419** (0.783)	-2.162+ (1.113)	-2.435** (0.442)	-0.543 (1.944)
18歳未満子 3 人以上	-1.065 (0.956)	-2.882** (0.963)	-2.205** (0.488)				-3.400** (0.969)		-2.427** (0.669)	
本人以外の就労者 1 人	1.089** (0.243)	1.098** (0.399)	1.361** (0.164)	1.310** (0.379)	0.822+ (0.485)	0.989+ (0.552)	1.204** (0.273)	0.595 (0.467)	1.118** (0.188)	2.086** (0.795)
本人以外の就労者 2 人	0.880* (0.423)	0.961 (0.611)	1.835** (0.333)	1.526+ (0.866)	-0.690 (0.845)	1.223 (0.774)	0.296 (0.459)		1.033* (0.443)	3.162+ (1.616)
本人以外の就労者 3 人	0.719 (0.668)	1.331 (1.209)	1.574** (0.513)		-0.216 (1.195)	0.931 (1.386)	1.141 (1.094)	-1.684 (1.156)	1.455 (0.983)	
2014年調査	0.333* (0.159)	-0.135 (0.204)	-0.131 (0.102)	0.130 (0.226)	0.341 (0.363)	-0.295 (0.423)	0.212 (0.172)	0.193 (0.356)	0.277* (0.122)	-0.099 (0.283)
2019年調査	-0.047 (0.150)	-0.078 (0.211)	-0.266** (0.102)	-0.123 (0.207)	-0.376 (0.330)	-0.572 (0.412)	-0.100 (0.163)	-0.046 (0.344)	0.517** (0.128)	-0.118 (0.296)
定数項	1.523 (8.574)	23.791** (7.065)	0.703 (10.184)	-100.802+ (56.591)	-43.787** (11.700)	-47.024** (12.211)	-40.089** (7.400)	-21.717+ (11.168)	-27.365** (5.280)	-45.276** (7.828)
N	6,557	3,333	7,771	2,202	4,655	3,289	6,372	1,690	7,299	879
疑似決定係数	0.102	0.0686	0.184	0.165	0.111	0.105	0.180	0.159	0.229	0.219
対数尤度	-1.779e+06	-1.087e+06	-5.031e+06	-1.356e+06	-66796	-56934	-649087	-155094	-683952	-124396

出典: 厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら推計。

注: ** p<0.01, * p<0.05, + p<0.1。括弧内はロバスト標準誤差を示す。基準カテゴリーは、精神・知的障害以外の障害者、単身世帯、男性、無配偶、18歳未満子なし、本人以外の(世帯員に)就労者なし、2009年調査である。

表 5: 障害年金受給者の生活保護「非」併給率の Logit Model 推定結果(限界効果)

	国民年金 1 級		国民年金 2 級		厚生年金 1 級		厚生年金 2 級		厚生年金 3 級	
	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
精神障害	-0.0161** (0.00777)	-0.00544 (0.600)	-0.0489** (2.97e-07)	-0.0474** (0.000946)	0.00126 (0.816)	0.00349 (0.726)	-0.0266** (5.90e-06)	-0.00646 (0.493)	-0.0673** (0)	-0.0388 (0.109)
知的障害	0.0229** (0.000402)	-0.0205* (0.0420)	-0.0176 (0.118)	-0.000813 (0.969)						
障害年金額 (ln)	0.00355 (0.879)	-0.0718** (0.00158)	0.00484 (0.932)	0.540+ (0.0795)	0.0434** (0.000164)	0.0552** (0.000264)	0.124** (1.76e-08)	0.0551+ (0.0539)	0.135** (1.02e-08)	0.325** (5.92e-10)
世帯員数 2 人	0.00771 (0.372)	0.0140 (0.276)	0.0803** (0)	0.0549** (0.00584)	0.00582 (0.459)	0.0340+ (0.0941)	0.0653** (8.87e-08)	0.0516* (0.0144)	0.126** (0)	0.0843* (0.0202)
世帯員数 3 人	0.0408** (6.35e-09)	0.0276+ (0.0566)	0.144** (0)	0.0960** (3.63e-06)	0.0184* (0.0492)	0.0229 (0.322)	0.0946** (0)	0.0522** (0.00632)	0.181** (0)	0.125** (0.00830)
世帯員数 4 人	0.0352** (0.000566)	0.0281 (0.121)	0.150** (0)	0.0506 (0.273)	0.0245** (0.00524)	0.0166 (0.505)	0.103** (1.02e-10)	0.0661** (0.000591)	0.196** (0)	0.145** (0.000280)
世帯員数 5 人	0.0142 (0.496)	0.0445* (0.0151)	0.153** (0)	0.0497 (0.297)	0.0187 (0.142)	-0.00578 (0.892)	0.106** (8.36e-10)	0.0401 (0.137)	0.195** (0)	0.0901 (0.511)
世帯員数 6 人以上	0.0491** (4.79e-05)	0.0281 (0.328)	0.146** (0)		0.0204+ (0.0579)	0.0174 (0.606)	0.107** (9.35e-09)		0.201** (0)	-0.0517 (0.838)
女性	0.00372 (0.450)	0.000285 (0.969)	-0.0143* (0.0295)	0.0145 (0.233)	-0.00220 (0.509)	0.0130* (0.0468)	4.71e-05 (0.993)	-0.00676 (0.528)	-0.00582 (0.333)	0.0539* (0.0232)
年齢	-0.000475+ (0.0503)	0.000885 (0.114)	0.000142 (0.661)	0.00398** (0.000314)	-0.000339 (0.155)	0.000383 (0.456)	-0.000303 (0.310)	0.00137+ (0.0808)	-0.00197** (4.61e-07)	0.000669 (0.682)
有配偶	0.0112 (0.214)	0.0222+ (0.0791)	0.00548 (0.679)	0.0595** (0.00807)	0.00133 (0.820)	-0.0125 (0.250)	-0.000354 (0.974)	0.0239 (0.243)	-0.0202+ (0.0665)	0.000981 (0.980)
18歳未満子 1 人	-0.0888** (0.00734)	-0.0677 (0.348)	-0.168** (1.46e-06)	-0.0488 (0.635)	-0.0648 (0.110)	-0.0638 (0.117)	-0.152** (0.000111)		-0.101** (7.66e-05)	-0.306+ (0.0513)
18歳未満子 2 人	-0.00259 (0.933)	-0.147 (0.159)	-0.134* (0.0213)	-0.174 (0.155)	-0.0208 (0.527)		-0.198* (0.0378)	-0.169 (0.222)	-0.230** (1.83e-05)	-0.0578 (0.802)
18歳未満子 3 人以上	-0.0608 (0.436)	-0.354+ (0.0655)	-0.262** (0.000415)				-0.335* (0.0143)		-0.229** (0.00646)	
本人以外の就労者 1 人	0.0328** (5.85e-08)	0.0363** (0.000232)	0.0895** (0)	0.0724** (7.51e-07)	0.00799* (0.0465)	0.0143* (0.0458)	0.0365** (2.50e-09)	0.0177 (0.120)	0.0553** (0)	0.137** (8.46e-06)
本人以外の就労者 2 人	0.0288** (0.00605)	0.0335* (0.0283)	0.104** (0)	0.0785** (0.00125)	-0.0135 (0.518)	0.0162* (0.0440)	0.0126 (0.475)		0.0525** (0.000731)	0.156** (2.31e-08)
本人以外の就労者 3 人	0.0251 (0.154)	0.0403* (0.0442)	0.0966** (2.37e-08)		-0.00334 (0.868)	0.0138 (0.348)	0.0354+ (0.0812)	-0.120 (0.343)	0.0644** (0.00603)	
2014年調査	0.0117* (0.0333)	-0.00590 (0.508)	-0.00942 (0.199)	0.00921 (0.565)	0.00351 (0.353)	-0.00397 (0.471)	0.00809 (0.224)	0.00673 (0.597)	0.0176* (0.0235)	-0.00936 (0.726)
2019年調査	-0.00194 (0.756)	-0.00331 (0.712)	-0.0200** (0.00941)	-0.00944 (0.551)	-0.00541 (0.251)	-0.00884 (0.136)	-0.00431 (0.536)	-0.00178 (0.892)	0.0307** (5.94e-05)	-0.0112 (0.691)
N	6,557	3,333	7,771	2,202	4,655	3,289	6,372	1,690	7,299	879

出典: 厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら推計。

注: ** p<0.01, * p<0.05, + p<0.1。括弧内は p 値を示す。基準カテゴリーは、精神・知的障害以外の障害者、単身世帯、男性、無配偶、18 歳未満子なし、本人以外の(世帯員に)就労者なし、2009 年調査である。

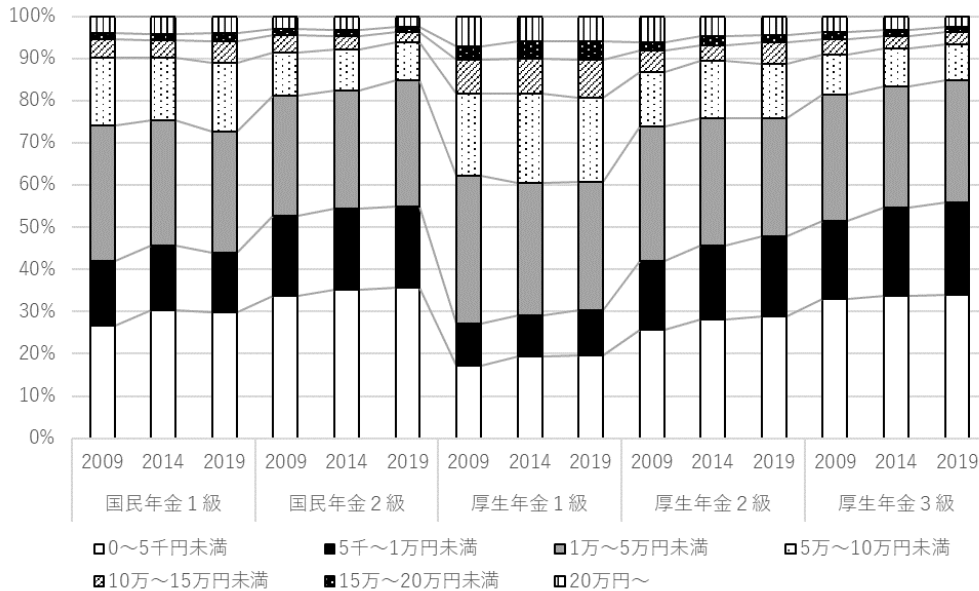
表 6:生活保護「非」併給への精神障害の影響と「非」併給に必要な年金額引上げ水準

			生活保護「非」併給率 への精神障害の限界効果 (dydx)	「非」併給に必要な精神 障害を伴う障害年金受給 者の年金額引上げ水準 〔% (95%信頼区間)〕	
国民年金	1 級	65歳未満	-0.0161**	n.s.	
		65歳以上	n.s.		
	2 級	65歳未満	-0.0489**		
		65歳以上	-0.0474**		
厚生年金	1 級	65歳未満	n.s.		19.7 (9.5 ~ 33.4)
		65歳以上			
	2 級	65歳未満	-0.0266**	n.s.	
		65歳以上			
	3 級	65歳未満	-0.0673**	49.8 (29.9 ~ 69.7)	
		65歳以上	n.s.		

出典:「精神障害による追加費用は」表 4 に基づく筆者ら計算および「生活保護『非』併給率への精神障害の限界効果」は表 5 から抜粋。

注:** p<0.01, * p<0.05, + p<0.1。「n.s.」は 5%水準で係数が統計的に有意でないことを示す

図 2: 障害年金受給者の昨年1か月あたりの治療・療養・介助費用の分布(%)



出典:厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら計算。

注:復元倍率に基づき計算。生活保護併給・不詳者を除く。費用は食費を除く。

表 7: 障害年金受給者の治療・療養・介助費用の区間回帰モデル推計結果(制度・障害等級「間」比較)

	国民年金・厚生年金			厚生年金のみ		
	全年齢	65歳未満	65歳以上	全年齢	65歳未満	65歳以上
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
国民年金 1 級	0.312** (0.028)	0.410** (0.033)	0.073 (0.051)			
厚生年金 1 級	0.856** (0.031)	1.036** (0.039)	0.543** (0.053)	0.517** (0.031)	0.638** (0.038)	0.337** (0.054)
厚生年金 2 級	0.332** (0.030)	0.385** (0.036)	0.227** (0.059)			
厚生年金 3 級	0.024 (0.030)	0.052 (0.034)	0.215** (0.076)	-0.305** (0.031)	-0.334** (0.034)	-0.039 (0.078)
世帯員数 2 人	0.067+ (0.037)	0.101* (0.044)	0.039 (0.069)	-0.108* (0.044)	-0.079 (0.052)	-0.093 (0.091)
世帯員数 3 人	0.088* (0.039)	0.107* (0.045)	0.092 (0.089)	-0.113* (0.049)	-0.081 (0.055)	-0.114 (0.117)
世帯員数 4 人	0.164** (0.049)	0.176** (0.055)	0.198+ (0.108)	-0.099 (0.062)	-0.069 (0.069)	-0.167 (0.146)
世帯員数 5 人	0.132* (0.064)	0.143+ (0.074)	0.146 (0.134)	-0.158* (0.081)	-0.122 (0.090)	-0.260 (0.188)
世帯員数 6 人以上	0.145+ (0.077)	0.105 (0.091)	0.242 (0.152)	-0.128 (0.096)	-0.079 (0.109)	-0.194 (0.210)
女性	0.097** (0.023)	0.119** (0.027)	0.044 (0.044)	0.072** (0.027)	0.056+ (0.031)	0.077 (0.054)
年齢	0.015** (0.001)	0.012** (0.001)	0.017** (0.003)	0.017** (0.001)	0.014** (0.002)	0.014** (0.004)
有配偶	-0.091** (0.030)	-0.047 (0.038)	-0.132* (0.057)	-0.078* (0.034)	-0.004 (0.041)	-0.241** (0.076)
18歳未満子 1 人	-0.062 (0.059)	-0.126+ (0.066)	0.259+ (0.132)	0.104+ (0.059)	0.043 (0.064)	0.439* (0.192)
18歳未満子 2 人	-0.160* (0.075)	-0.230** (0.084)	0.074 (0.177)	-0.006 (0.078)	-0.054 (0.084)	-0.057 (0.238)
18歳未満子 3 人以上	-0.032 (0.129)	-0.049 (0.150)	0.022 (0.248)	0.106 (0.143)	-0.014 (0.157)	0.683+ (0.383)
本人以外の就労者 1 人	0.015 (0.030)	-0.019 (0.036)	0.058 (0.059)	0.073* (0.035)	0.046 (0.040)	0.088 (0.073)
本人以外の就労者 2 人	0.029 (0.044)	0.010 (0.050)	-0.045 (0.096)	0.058 (0.055)	0.004 (0.061)	0.199 (0.124)
本人以外の就労者 3 人	-0.078 (0.071)	-0.126 (0.080)	0.031 (0.160)	0.066 (0.088)	-0.026 (0.099)	0.341+ (0.191)
2014年調査	-0.095** (0.027)	-0.111** (0.032)	-0.044 (0.049)	-0.113** (0.033)	-0.103** (0.038)	-0.138* (0.064)
2019年調査	-0.110** (0.027)	-0.133** (0.032)	-0.034 (0.051)	-0.156** (0.033)	-0.147** (0.039)	-0.155* (0.066)
定数項	8.325** (0.057)	8.407** (0.076)	8.373** (0.244)	8.717** (0.087)	8.804** (0.116)	9.030** (0.324)
N	39,031	28,738	10,293	21,991	16,560	5,431
χ^2	1843	1293	167.4	1247	920.1	94.52
対数尤度	-7.350e+07	-5.320e+07	-2.030e+07	-1.620e+07	-1.250e+07	-3.606e+06

出典: 厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら推計。

注: ** p<0.01, * p<0.05, + p<0.1。生活保護併給・不詳者を除く。費用は食費を除く。括弧内はロバスト標準誤差を示す。不詳・生活保護併給者を除く。基準カテゴリーは、精神障害以外の障害者、単身世帯、男性、無配偶、18歳未満子なし、本人以外の(世帯員に)就労者なし、2009年調査である。また国民年金・厚生年金モデル(1~3式)では国民年金2級、厚生年金のみモデル(4~6式)では、厚生年金2級を基準としている。

表 8:障害年金受給者の治療・療養・介助費用の区間回帰モデル推計結果(制度・障害等級「間」比較)の
95%信頼区間

			治療・療養・介助費用の差〔% (95%信頼区間)〕	
			国民年金・厚生年金 (基準：国民年金 2 級)	厚生年金のみ (基準：厚生年金 2 級)
国民年金	1 級	全体	31.2 (25.8 ~ 36.6)	/
		65歳未満	41.0 (34.5 ~ 47.4)	
		65歳以上	n.s.	
	2 級	全体	< 基準 >	
		65歳未満		
		65歳以上		
厚生年金	1 級	全体	85.6 (79.5 ~ 91.7)	51.7 (45.7 ~ 57.8)
		65歳未満	103.6 (95.9 ~ 111.3)	63.8 (56.4 ~ 71.2)
		65歳以上	54.3 (44.0 ~ 64.5)	33.7 (23.1 ~ 44.3)
	2 級	全体	33.2 (27.3 ~ 39.1)	< 基準 >
		65歳未満	38.5 (31.5 ~ 45.5)	
		65歳以上	22.7 (11.1 ~ 34.3)	
	3 級	全体	n.s.	-30.5 (-36.6 ~ -24.5)
		65歳未満	n.s.	-33.4 (-40.0 ~ -26.7)
		65歳以上	21.5 (6.6 ~ 36.4)	n.s.

出典：表 7 に基づく係数およびその 95%信頼区間。

注：「n.s.」は 5%水準で係数が統計的に有意でないことを示す。

表 9:障害年金受給者の治療・療養・介助費用の区間回帰モデル推計結果(制度・障害等級「内」比較)

	国民年金1級		国民年金2級		厚生年金1級		厚生年金2級		厚生年金3級	
	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
精神障害	0.527** (0.069)	0.805** (0.085)	0.069 (0.064)	0.315** (0.107)	0.423** (0.099)	0.882** (0.113)	0.071 (0.056)	0.605** (0.109)	-0.197** (0.050)	0.320* (0.156)
知的障害	-0.131* (0.058)	-0.052 (0.112)	-0.338** (0.073)	-0.150 (0.139)						
世帯員数2人	0.206** (0.078)	0.091 (0.100)	0.024 (0.080)	0.039 (0.130)	-0.171+ (0.096)	0.024 (0.121)	-0.087 (0.083)	-0.019 (0.139)	-0.015 (0.075)	-0.456* (0.192)
世帯員数3人	0.098 (0.076)	0.198 (0.123)	0.097 (0.079)	0.039 (0.169)	-0.026 (0.103)	-0.052 (0.149)	-0.044 (0.088)	-0.106 (0.184)	-0.125 (0.081)	-0.121 (0.273)
世帯員数4人	0.244* (0.096)	0.243 (0.162)	0.166+ (0.094)	0.256 (0.198)	-0.074 (0.122)	-0.111 (0.186)	-0.161 (0.113)	-0.043 (0.237)	0.039 (0.101)	-0.652* (0.318)
世帯員数5人	0.302* (0.124)	0.140 (0.207)	0.055 (0.129)	0.289 (0.232)	-0.024 (0.158)	-0.392+ (0.225)	-0.255+ (0.150)	0.024 (0.311)	0.013 (0.129)	-0.852* (0.423)
世帯員数6人以上	0.386* (0.156)	0.086 (0.227)	-0.048 (0.156)	0.551* (0.269)	0.058 (0.170)	-0.277 (0.238)	-0.138 (0.186)	-0.025 (0.350)	-0.048 (0.160)	-0.488 (0.530)
女性	0.069 (0.048)	0.145* (0.066)	0.154** (0.046)	-0.061 (0.079)	0.001 (0.057)	0.151* (0.064)	0.093+ (0.051)	0.075 (0.083)	0.032 (0.046)	-0.101 (0.133)
年齢	0.007** (0.002)	0.015** (0.005)	0.011** (0.002)	0.029** (0.006)	0.011 (0.000)	0.002 (0.006)	0.018** (0.003)	0.029** (0.007)	0.008** (0.003)	0.022* (0.009)
有配偶	-0.323** (0.081)	-0.044 (0.087)	0.037 (0.071)	-0.028 (0.108)	-0.015 (0.074)	-0.068 (0.097)	-0.035 (0.068)	-0.147 (0.122)	0.032 (0.060)	-0.117 (0.170)
18歳未満子1人	-0.599** (0.145)	0.194 (0.234)	-0.067 (0.125)	0.276 (0.207)	-0.002 (0.123)	0.635** (0.243)	0.065 (0.110)	0.445 (0.308)	0.035 (0.088)	0.352 (0.455)
18歳未満子2人	-0.655** (0.201)	0.230 (0.288)	-0.189 (0.163)	0.032 (0.293)	-0.196 (0.154)	-0.057 (0.228)	-0.031 (0.149)	0.026 (0.417)	-0.078 (0.117)	-0.101 (0.560)
18歳未満子3人以上	-0.609+ (0.336)	-0.264 (0.405)	0.242 (0.266)	-0.091 (0.371)	0.018 (0.277)	0.366 (0.324)	0.064 (0.253)	1.339* (0.645)	-0.117 (0.220)	-0.433 (0.384)
本人以外の就労者1人	-0.032 (0.067)	0.102 (0.094)	-0.045 (0.060)	0.065 (0.105)	0.075 (0.070)	0.086 (0.086)	0.064 (0.066)	0.025 (0.116)	0.004 (0.059)	0.507** (0.189)
本人以外の就労者2人	0.109 (0.089)	-0.071 (0.142)	-0.035 (0.081)	-0.066 (0.176)	0.064 (0.105)	0.452** (0.149)	0.009 (0.102)	0.030 (0.203)	-0.022 (0.090)	0.470+ (0.284)
本人以外の就労者3人	-0.134 (0.137)	0.221 (0.230)	-0.118 (0.128)	-0.232 (0.296)	0.199 (0.160)	0.137 (0.230)	-0.001 (0.176)	0.166 (0.288)	-0.149 (0.143)	1.064+ (0.573)
2014年調査	-0.179** (0.057)	-0.029 (0.074)	-0.066 (0.053)	-0.030 (0.091)	-0.080 (0.066)	-0.029 (0.081)	-0.146* (0.064)	-0.208* (0.104)	-0.060 (0.058)	-0.204 (0.150)
2019年調査	-0.114* (0.058)	0.046 (0.077)	-0.132* (0.054)	-0.123 (0.094)	-0.031 (0.068)	-0.177* (0.078)	-0.248** (0.064)	-0.094 (0.106)	-0.092 (0.057)	-0.547** (0.160)
定数項	9.058** (0.126)	8.264** (0.361)	8.530** (0.143)	7.456** (0.488)	9.536** (0.225)	9.957** (0.433)	8.636** (0.205)	7.724** (0.539)	8.827** (0.170)	8.602** (0.685)
N	5,755	2,935	6,423	1,927	4,409	3,079	5,718	1,676	6,433	676
χ^2	203.9	128.2	164.5	45.06	301	96.49	59.90	78.19	56.56	51.37
対数尤度	-1.640e+07	-9.028e+06	-2.400e+07	-7.496e+06	-1.804e+06	-1.232e+06	-6.187e+06	-1.845e+06	-4.519e+06	-499307

出典:厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら推計。

注:** p<0.01, * p<0.05, + p<0.1。括弧内はロバスト標準誤差を示す。不詳・生活保護併給者を除く。基準カテゴリーは、精神障害以外の障害者、単身世帯、男性、無配偶、18歳未満子なし、本人以外の(世帯員に)就労者なし、2009年調査である

表 10:65 歳未満の障害年金受給者の就労率(制度・障害等級・障害種別、%)

		身体障害者等			精神障害			知的障害		
		2009	2014	2019	2009	2014	2019	2009	2014	2019
国民年金	1 級	29.7	32.9	35.2	7.7	10.2	16.0	27.8	31.3	31.8
	2 級	33.8	41.3	48.2	19.5	25.7	35.4	62.4	64.9	74.3
厚生年金	1 級	15.7	17.0	21.7	1.6	5.2	8.8	n.a.		
	2 級	35.4	38.4	46.4	13.5	17.1	27.7			
	3 級	56.2	62.2	70.2	24.9	38.1	53.5			

出典:厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら計算。

注:復元倍率に基づく計算。「n.a.」は該当サンプルが存在しないことを示す。

表 11:65 歳未満の就労している障害年金受給者の就労収入分布(障害種別、%)

	身体障害者等			精神障害			知的障害		
	2009	2014	2019	2009	2014	2019	2009	2014	2019
0~50万円未満	24.8	22.3	20.7	72.5	64.0	54.2	74.2	71.5	64.1
50~100万円未満	13.8	13.9	13.2	14.5	20.3	21.8	14.9	13.6	18.8
100~150万円未満	11.5	14.3	14.6	6.9	8.2	12.9	7.9	12.6	10.3
150~200万円未満	11.2	9.8	11.1	2.7	3.0	6.5	2.4	1.5	4.8
200~300万円未満	16.1	14.2	15.2	2.2	3.0	3.0	0.5	0.5	1.8
300~400万円未満	10.4	10.4	11.4	0.7	1.1	1.1	0.0	0.3	0.1
400~500万円未満	5.1	7.3	6.0	0.0	0.1	0.3	0.0	0.1	0.0
500万円~	7.2	7.8	7.8	0.4	0.3	0.2	0.0	0.0	0.2
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典:厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら計算。

注:復元倍率に基づく計算。

表 12:65 歳未満の就労している障害年金受給者の就労形態分布(障害種別、%)

	身体障害者等			精神障害			知的障害		
	2009	2014	2019	2009	2014	2019	2009	2014	2019
常勤の会社員・公務員等	40.0	45.5	45.3	5.1	6.7	8.5	6.3	7.7	7.5
臨時・パート等	21.9	21.1	25.4	24.9	30.0	32.8	18.9	15.6	18.5
福祉事業所等	8.6	11.8	13.3	23.1	32.0	35.8	43.5	48.2	48.6
作業所等	3.7	4.0	3.0	22.6	18.4	12.8	20.5	22.9	19.7
自営業主	12.9	8.0	6.1	3.0	3.1	3.7	0.7	0.1	0.1
家族従業者	4.4	3.0	2.0	6.0	4.4	1.8	1.0	1.0	1.4
その他	8.6	6.6	4.9	15.3	5.4	4.7	9.3	4.5	4.3
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典:厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら計算。

注:復元倍率に基づく計算。2009年の就労形態の2つのカテゴリー「福祉事業所等」と「作業所等」は、2014、2019年とは調査票上の文言が異なるため厳密な比較はできない。2009年の「福祉事業所等」は「授産施設・福祉工場」を指し、2014年、2019年は「障害福祉サービス事業所等」を指す。また、2009年の「作業所等」は「小規模作業所等」を指し、2014年、2019年は「地域活動支援センター、小規模作業所」を指す。とはいえ、それ以外のカテゴリーの調査票上の文言は3か年同一である。

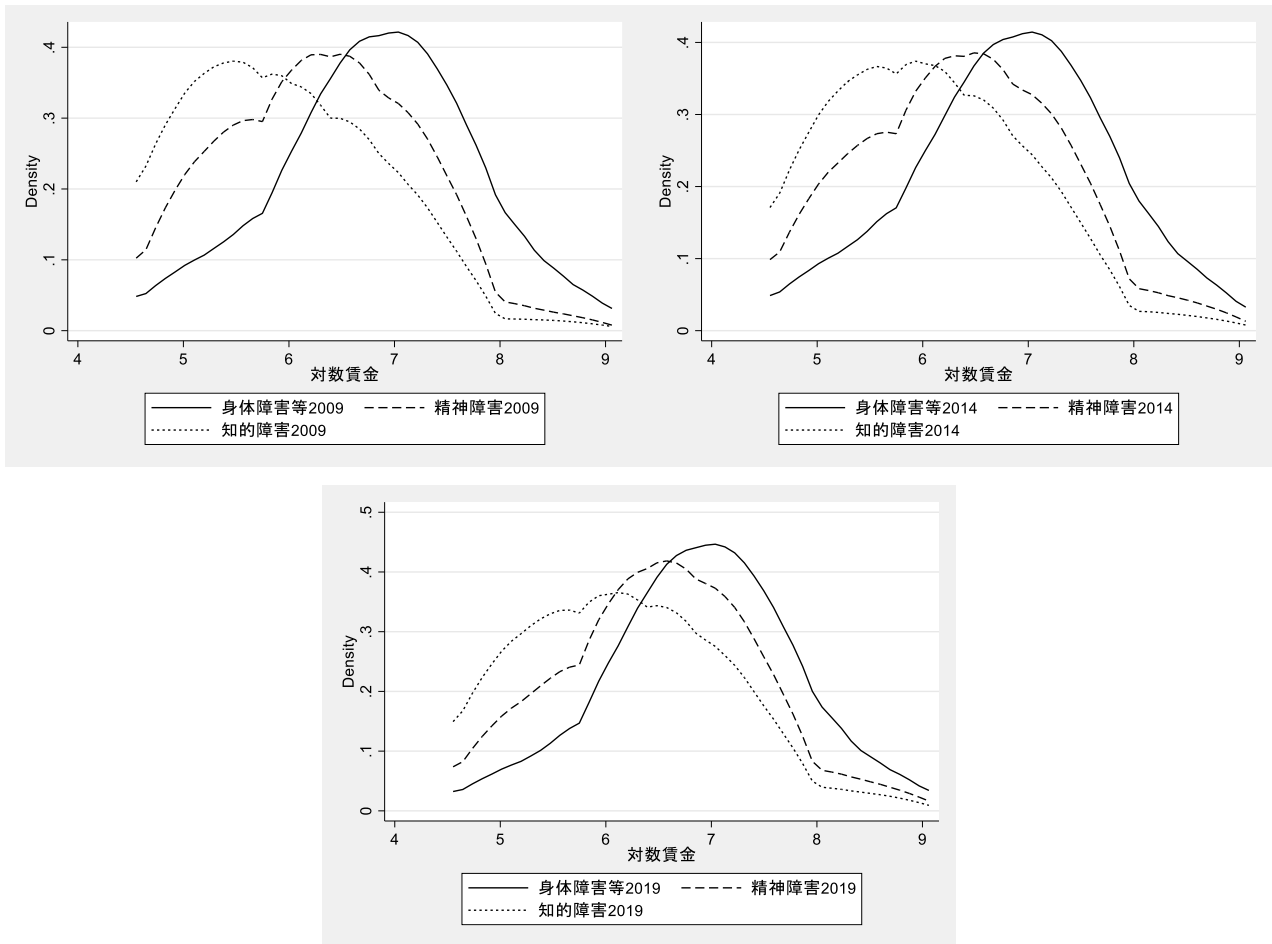
表 13:65 歳未満の就労している障害年金受給者の労働時間分布(障害種別、%)

	身体障害者等			精神障害			知的障害		
	2009	2014	2019	2009	2014	2019	2009	2014	2019
0～10時間未満	21.7	20.6	22.1	36.2	34.7	34.2	21.7	23.5	23.9
10～20時間未満	11.3	11.4	12.4	23.6	24.7	21.4	14.1	17.8	18.0
20～30時間未満	14.4	14.9	14.5	24.3	22.4	23.7	32.6	33.1	33.5
30～40時間未満	27.8	27.3	28.7	11.8	13.7	14.8	25.7	21.6	19.0
40時間～	24.9	25.8	22.3	4.1	4.6	5.9	5.9	4.0	5.5
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典:厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら計算。

注:復元倍率に基づく計算。

図3:65歳未満の就労している障害年金受給者の時間当たり賃金率の分布(障害種・調査年別)



出典:厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら計算。

注:カーネル密度推定。時間当たり賃金率はカテゴリ一値である就労収入および週当たり労働時間の中央値に基づき、1年間の就労週数を $365 \div 7$ と仮定して算出。

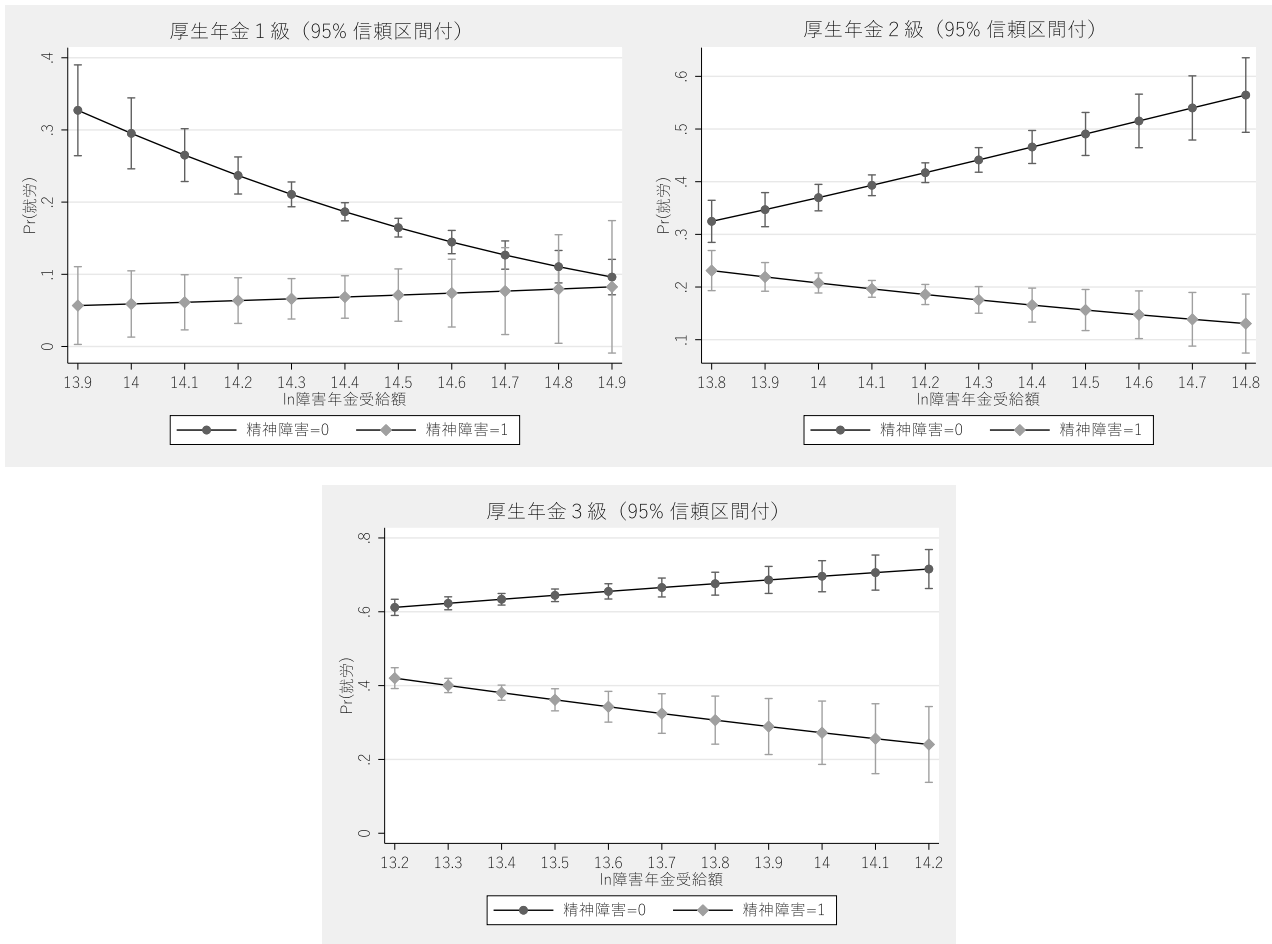
表 14:65 歳未満の障害年金受給者の就労確率の Logit Model 推定結果(係数)

	厚生年金 1 級 (1)	厚生年金 2 級 (2)	厚生年金 3 級 (3)
精神障害	-30.705* (15.401)	24.507** (5.234)	17.559** (4.967)
障害年金額 (ln)	-1.630** (0.302)	1.078** (0.243)	0.503** (0.171)
精神障害×障害年金額 (ln)	2.049+ (1.074)	-1.812** (0.371)	-1.394** (0.372)
世帯員数 2 人	-0.373* (0.155)	-0.332** (0.102)	-0.288** (0.085)
世帯員数 3 人	-0.720** (0.169)	-0.327** (0.107)	-0.241** (0.091)
世帯員数 4 人	-0.703** (0.200)	-0.331* (0.138)	-0.134 (0.117)
世帯員数 5 人	-0.848** (0.246)	-0.616** (0.178)	-0.106 (0.147)
世帯員数 6 人以上	-0.795** (0.298)	-0.476* (0.224)	-0.337+ (0.188)
女性	-0.804** (0.113)	-0.680** (0.075)	-0.607** (0.055)
年齢	-0.052** (0.006)	-0.049** (0.004)	-0.036** (0.004)
有配偶	0.816** (0.139)	0.281** (0.092)	0.373** (0.071)
18歳未満子 1 人	0.787** (0.173)	0.367** (0.135)	0.175+ (0.103)
18歳未満子 2 人	0.577* (0.233)	0.485** (0.174)	0.263+ (0.138)
18歳未満子 3 人以上	0.938* (0.412)	0.722* (0.287)	0.317 (0.243)
本人以外の就労者 1 人	-0.048 (0.112)	0.095 (0.082)	-0.012 (0.068)
本人以外の就労者 2 人	-0.004 (0.184)	0.105 (0.124)	0.165 (0.107)
本人以外の就労者 3 人	0.447+ (0.260)	0.483* (0.209)	0.007 (0.175)
2014年調査	0.069 (0.109)	0.204** (0.078)	0.420** (0.065)
2019年調査	0.475** (0.107)	0.691** (0.077)	0.938** (0.067)
定数項	24.630** (4.274)	-13.208** (3.423)	-4.631* (2.272)
N	4,687	6,317	7,208
疑似決定係数	0.0737	0.0979	0.0980
対数尤度	-462899	-2.330e+06	-2.057e+06

出典:厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら推計。

注:** p<0.01, * p<0.05, + p<0.1。括弧内はロバスト標準誤差を示す。基準カテゴリーは、精神障害以外の障害者、単身世帯、男性、無配偶、18 歳未満子なし、本人以外の(世帯員に)就労者なし、2009 年調査である。

図 4:65 歳未満の障害厚生年金受給者の年金額の就労確率への影響（精神障害の有無別）



出典: 表 14 に基づく予測値。

注: 厚生年金 1 級の精神障害 (=1) については、精神障害ダミーと障害年金額の交差項 (表 11 における「精神障害×障害年金(ln)」) の係数が 10% 水準でしか有意でないため、参考値である。

附表 1: 記述統計量(表 4・5)

	国民年金 1 級		国民年金 2 級		厚生年金 1 級		厚生年金 2 級		厚生年金 3 級	
	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
生活保護「非」併給	0.959 (0.199)	0.953 (0.212)	0.905 (0.293)	0.912 (0.284)	0.985 (0.121)	0.983 (0.131)	0.952 (0.214)	0.956 (0.206)	0.924 (0.265)	0.867 (0.340)
精神障害	0.161 (0.368)	0.147 (0.354)	0.461 (0.498)	0.224 (0.417)	0.0934 (0.291)	0.0550 (0.228)	0.484 (0.500)	0.242 (0.428)	0.448 (0.497)	0.225 (0.418)
知的障害	0.379 (0.485)	0.114 (0.318)	0.323 (0.468)	0.0963 (0.295)						
障害年金額 (ln)	13.80 (0.0662)	13.79 (0.146)	13.59 (0.0796)	13.57 (0.0142)	14.37 (0.209)	14.37 (0.248)	14.12 (0.198)	14.10 (0.242)	13.38 (0.189)	13.56 (0.267)
世帯員数 1 人	0.279 (0.448)	0.361 (0.480)	0.202 (0.402)	0.329 (0.470)	0.194 (0.396)	0.220 (0.415)	0.213 (0.409)	0.298 (0.458)	0.199 (0.399)	0.352 (0.478)
世帯員数 2 人	0.193 (0.394)	0.359 (0.480)	0.251 (0.434)	0.432 (0.495)	0.326 (0.469)	0.487 (0.500)	0.316 (0.465)	0.498 (0.500)	0.309 (0.462)	0.410 (0.492)
世帯員数 3 人	0.269 (0.443)	0.146 (0.353)	0.291 (0.454)	0.151 (0.358)	0.240 (0.427)	0.172 (0.378)	0.242 (0.429)	0.147 (0.354)	0.249 (0.432)	0.132 (0.339)
世帯員数 4 人	0.156 (0.363)	0.0519 (0.222)	0.161 (0.368)	0.0590 (0.236)	0.150 (0.357)	0.0614 (0.240)	0.135 (0.341)	0.0444 (0.206)	0.147 (0.354)	0.0535 (0.225)
世帯員数 5 人	0.0615 (0.240)	0.0366 (0.188)	0.0562 (0.230)	0.0291 (0.168)	0.0556 (0.229)	0.0313 (0.174)	0.0595 (0.237)	0.0130 (0.113)	0.0627 (0.243)	0.0319 (0.176)
世帯員数 6 人以上	0.0422 (0.201)	0.0459 (0.209)	0.0383 (0.192)		0.0344 (0.182)	0.0274 (0.163)	0.0341 (0.181)		0.0340 (0.181)	0.0216 (0.146)
女性	0.454 (0.498)	0.593 (0.491)	0.486 (0.500)	0.548 (0.498)	0.395 (0.489)	0.416 (0.493)	0.438 (0.496)	0.452 (0.498)	0.438 (0.496)	0.560 (0.497)
年齢	44.28 (12.84)	73.90 (6.986)	43.95 (12.10)	72.25 (6.233)	54.20 (8.398)	71.28 (5.608)	51.89 (8.993)	71.12 (5.850)	51.08 (9.080)	72.97 (7.224)
有配偶	0.172 (0.378)	0.407 (0.491)	0.209 (0.407)	0.491 (0.500)	0.509 (0.500)	0.652 (0.476)	0.419 (0.493)	0.543 (0.498)	0.443 (0.497)	0.430 (0.495)
18歳未満子なし	0.942 (0.234)	0.962 (0.191)	0.928 (0.258)	0.975 (0.156)	0.900 (0.300)	0.982 (0.134)	0.878 (0.328)	0.995 (0.0687)	0.846 (0.361)	0.964 (0.187)
18歳未満子 1 人	0.0325 (0.177)	0.0162 (0.126)	0.0418 (0.200)	0.0186 (0.135)	0.0591 (0.236)	0.0182 (0.134)	0.0669 (0.250)		0.0863 (0.281)	0.0171 (0.130)
18歳未満子 2 人	0.0186 (0.135)	0.0174 (0.131)	0.0215 (0.145)	0.00636 (0.0795)	0.0406 (0.197)		0.0408 (0.198)	0.00473 (0.0687)	0.0537 (0.225)	0.0193 (0.138)
18歳未満子 3 人以上	0.00717 (0.0844)	0.00450 (0.0669)	0.00862 (0.0925)				0.0146 (0.120)		0.0137 (0.116)	
本人以外の就労者 0 人	0.541 (0.498)	0.674 (0.469)	0.490 (0.500)	0.669 (0.471)	0.509 (0.500)	0.634 (0.482)	0.523 (0.500)	0.705 (0.456)	0.498 (0.500)	0.679 (0.467)
本人以外の就労者 1 人	0.280 (0.449)	0.212 (0.409)	0.316 (0.465)	0.256 (0.437)	0.346 (0.476)	0.270 (0.444)	0.345 (0.475)	0.281 (0.450)	0.360 (0.480)	0.233 (0.423)
本人以外の就労者 2 人	0.136 (0.343)	0.0888 (0.285)	0.145 (0.352)	0.0749 (0.263)	0.111 (0.314)	0.0769 (0.267)	0.105 (0.307)		0.110 (0.313)	0.0876 (0.283)
本人以外の就労者 3 人	0.0430 (0.203)	0.0249 (0.156)	0.0501 (0.218)		0.0344 (0.182)	0.0192 (0.137)	0.0270 (0.162)	0.0142 (0.118)	0.0319 (0.176)	
2009年調査	0.377 (0.485)	0.356 (0.479)	0.373 (0.484)	0.359 (0.480)	0.296 (0.456)	0.221 (0.415)	0.270 (0.444)	0.240 (0.427)	0.267 (0.443)	0.267 (0.443)
2014年調査	0.320 (0.467)	0.331 (0.471)	0.331 (0.470)	0.330 (0.470)	0.356 (0.479)	0.384 (0.486)	0.361 (0.480)	0.384 (0.487)	0.367 (0.482)	0.383 (0.486)
2019年調査	0.303 (0.460)	0.313 (0.464)	0.297 (0.457)	0.311 (0.463)	0.349 (0.477)	0.395 (0.489)	0.369 (0.483)	0.376 (0.485)	0.366 (0.482)	0.349 (0.477)
N	6,557	3,333	7,771	2,202	4,655	3,289	6,372	1,690	7,299	879

出典: 厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら計算。

注: 平均値の下の括弧内は標準偏差を表す。不詳除く。

附表 2: 記述統計量(表 7)

	国民年金・厚生年金			厚生年金のみ		
	全年齢	65歳未満	65歳以上	全年齢	65歳未満	65歳以上
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
治療・療養・介助費用 (ln)	6.951 (4.538)	6.673 (4.604)	7.727 (4.254)	7.226 (4.461)	6.957 (4.536)	8.046 (4.117)
国民年金 1 級	0.223 (0.416)	0.200 (0.400)	0.285 (0.452)			
国民年金 2 級	0.214 (0.410)	0.224 (0.417)	0.187 (0.390)			
厚生年金 1 級	0.192 (0.394)	0.153 (0.360)	0.299 (0.458)	0.341 (0.474)	0.266 (0.442)	0.567 (0.496)
厚生年金 2 級	0.189 (0.392)	0.199 (0.399)	0.163 (0.369)	0.336 (0.472)	0.345 (0.475)	0.309 (0.462)
厚生年金 3 級	0.182 (0.386)	0.224 (0.417)	0.0657 (0.248)	0.323 (0.468)	0.388 (0.487)	0.124 (0.330)
世帯員数 1 人	0.217 (0.412)	0.196 (0.397)	0.277 (0.447)	0.193 (0.395)	0.180 (0.384)	0.233 (0.423)
世帯員数 2 人	0.315 (0.465)	0.277 (0.447)	0.421 (0.494)	0.354 (0.478)	0.318 (0.466)	0.463 (0.499)
世帯員数 3 人	0.239 (0.427)	0.268 (0.443)	0.160 (0.367)	0.231 (0.421)	0.252 (0.434)	0.166 (0.372)
世帯員数 4 人	0.132 (0.339)	0.158 (0.364)	0.0618 (0.241)	0.130 (0.336)	0.151 (0.358)	0.0657 (0.248)
世帯員数 5 人	0.0558 (0.229)	0.0625 (0.242)	0.0369 (0.189)	0.0558 (0.230)	0.0630 (0.243)	0.0339 (0.181)
世帯員数 6 人以上	0.0401 (0.196)	0.0390 (0.194)	0.0431 (0.203)	0.0372 (0.189)	0.0368 (0.188)	0.0387 (0.193)
女性	0.459 (0.498)	0.442 (0.497)	0.504 (0.500)	0.426 (0.494)	0.422 (0.494)	0.439 (0.496)
年齢	54.87 (14.68)	48.62 (11.38)	72.33 (6.456)	56.91 (11.77)	52.15 (8.968)	71.41 (6.005)
有配偶	0.405 (0.491)	0.356 (0.479)	0.540 (0.498)	0.507 (0.500)	0.472 (0.499)	0.612 (0.487)
18歳未満子なし	0.913 (0.282)	0.896 (0.306)	0.960 (0.196)	0.889 (0.314)	0.866 (0.341)	0.962 (0.191)
18歳未満子 1 人	0.0473 (0.212)	0.0579 (0.234)	0.0178 (0.132)	0.0600 (0.237)	0.0742 (0.262)	0.0168 (0.128)
18歳未満子 2 人	0.0305 (0.172)	0.0356 (0.185)	0.0163 (0.127)	0.0395 (0.195)	0.0472 (0.212)	0.0160 (0.126)
18歳未満子 3 人以上	0.00953 (0.0972)	0.0108 (0.103)	0.00593 (0.0768)	0.0111 (0.105)	0.0130 (0.113)	0.00534 (0.0729)
本人以外の就労者 0 人	0.523 (0.499)	0.486 (0.500)	0.627 (0.484)	0.518 (0.500)	0.485 (0.500)	0.617 (0.486)
本人以外の就労者 1 人	0.322 (0.467)	0.345 (0.475)	0.255 (0.436)	0.345 (0.475)	0.368 (0.482)	0.272 (0.445)
本人以外の就労者 2 人	0.119 (0.324)	0.129 (0.335)	0.0931 (0.291)	0.108 (0.310)	0.114 (0.318)	0.0880 (0.283)
本人以外の就労者 3 人	0.0359 (0.186)	0.0398 (0.196)	0.0250 (0.156)	0.0302 (0.171)	0.0325 (0.177)	0.0230 (0.150)
2009年調査	0.310 (0.463)	0.316 (0.465)	0.296 (0.456)	0.264 (0.441)	0.272 (0.445)	0.238 (0.426)
2014年調査	0.351 (0.477)	0.348 (0.476)	0.358 (0.479)	0.367 (0.482)	0.363 (0.481)	0.382 (0.486)
2019年調査	0.339 (0.473)	0.336 (0.472)	0.347 (0.476)	0.369 (0.482)	0.365 (0.481)	0.381 (0.486)
N	39,031	28,738	10,293	21,991	16,560	5,431

出典: 厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら計算。

注: 平均値の下の括弧内は標準偏差を表す。不詳・生活保護併給者を除く。

附表3:記述統計量(表9)

	国民年金1級		国民年金2級		厚生年金1級		厚生年金2級		厚生年金3級	
	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
治療・療養・介助費用 (ln)	6.717 (4.610)	7.396 (4.415)	5.901 (4.685)	7.330 (4.314)	8.202 (4.144)	8.267 (4.063)	6.889 (4.525)	7.710 (4.230)	6.163 (4.616)	7.877 (4.021)
精神障害	0.159 (0.365)	0.149 (0.356)	0.460 (0.498)	0.199 (0.399)	0.0923 (0.289)	0.0565 (0.231)	0.472 (0.499)	0.226 (0.418)	0.424 (0.494)	0.203 (0.402)
知的障害	0.387 (0.487)	0.111 (0.314)	0.317 (0.465)	0.0929 (0.290)						
世帯員数1人	0.273 (0.445)	0.355 (0.479)	0.170 (0.376)	0.280 (0.449)	0.186 (0.389)	0.212 (0.409)	0.192 (0.394)	0.247 (0.431)	0.165 (0.371)	0.293 (0.455)
世帯員数2人	0.188 (0.391)	0.353 (0.478)	0.251 (0.434)	0.410 (0.492)	0.323 (0.468)	0.479 (0.500)	0.320 (0.467)	0.448 (0.497)	0.312 (0.463)	0.425 (0.495)
世帯員数3人	0.272 (0.445)	0.151 (0.358)	0.305 (0.461)	0.156 (0.363)	0.239 (0.426)	0.171 (0.377)	0.250 (0.433)	0.167 (0.373)	0.263 (0.440)	0.141 (0.348)
世帯員数4人	0.160 (0.367)	0.0532 (0.224)	0.173 (0.379)	0.0638 (0.245)	0.153 (0.360)	0.0640 (0.245)	0.141 (0.348)	0.0692 (0.254)	0.158 (0.365)	0.0651 (0.247)
世帯員数5人	0.0636 (0.244)	0.0395 (0.195)	0.0604 (0.238)	0.0415 (0.200)	0.0597 (0.237)	0.0348 (0.183)	0.0623 (0.242)	0.0292 (0.169)	0.0659 (0.248)	0.0414 (0.199)
世帯員数6人以上	0.0440 (0.205)	0.0480 (0.214)	0.0403 (0.197)	0.0483 (0.214)	0.0399 (0.196)	0.0390 (0.194)	0.0346 (0.183)	0.0394 (0.195)	0.0365 (0.188)	0.0355 (0.185)
女性	0.454 (0.498)	0.591 (0.492)	0.485 (0.500)	0.555 (0.497)	0.392 (0.488)	0.411 (0.492)	0.433 (0.495)	0.437 (0.496)	0.432 (0.495)	0.570 (0.496)
年齢	43.93 (12.92)	73.98 (6.976)	43.71 (12.12)	72.43 (6.357)	54.20 (8.389)	71.20 (5.588)	51.88 (8.995)	71.12 (5.965)	51.00 (9.090)	73.09 (7.494)
有配偶	0.173 (0.378)	0.413 (0.492)	0.222 (0.416)	0.529 (0.499)	0.522 (0.500)	0.658 (0.474)	0.438 (0.496)	0.585 (0.493)	0.469 (0.499)	0.470 (0.499)
18歳未満子なし	0.942 (0.234)	0.963 (0.190)	0.931 (0.253)	0.951 (0.217)	0.890 (0.313)	0.963 (0.189)	0.876 (0.330)	0.962 (0.192)	0.840 (0.367)	0.957 (0.203)
18歳未満子1人	0.0321 (0.176)	0.0167 (0.128)	0.0392 (0.194)	0.0223 (0.148)	0.0597 (0.237)	0.0162 (0.126)	0.0675 (0.251)	0.0179 (0.133)	0.0900 (0.286)	0.0163 (0.127)
18歳未満子2人	0.0184 (0.134)	0.0164 (0.127)	0.0212 (0.144)	0.0171 (0.130)	0.0417 (0.200)	0.0149 (0.121)	0.0420 (0.201)	0.0155 (0.124)	0.0557 (0.229)	0.0222 (0.147)
18歳未満子3人以上	0.00747 (0.0861)	0.00443 (0.0664)	0.00825 (0.0905)	0.00986 (0.0988)	0.00862 (0.0924)	0.00585 (0.0762)	0.0145 (0.120)	0.00477 (0.0689)	0.0146 (0.120)	0.00444 (0.0665)
本人以外の就労者0人	0.528 (0.499)	0.659 (0.474)	0.450 (0.498)	0.605 (0.489)	0.498 (0.500)	0.618 (0.486)	0.501 (0.500)	0.613 (0.487)	0.463 (0.499)	0.620 (0.486)
本人以外の就労者1人	0.287 (0.452)	0.220 (0.414)	0.339 (0.473)	0.262 (0.440)	0.353 (0.478)	0.275 (0.446)	0.362 (0.481)	0.273 (0.445)	0.385 (0.487)	0.259 (0.438)
本人以外の就労者2人	0.140 (0.347)	0.0951 (0.293)	0.157 (0.364)	0.104 (0.306)	0.113 (0.317)	0.0851 (0.279)	0.109 (0.312)	0.0895 (0.286)	0.118 (0.323)	0.0976 (0.297)
本人以外の就労者3人	0.0448 (0.207)	0.0259 (0.159)	0.0542 (0.226)	0.0291 (0.168)	0.0361 (0.186)	0.0218 (0.146)	0.0283 (0.166)	0.0251 (0.156)	0.0339 (0.181)	0.0237 (0.152)
2009年調査	0.375 (0.484)	0.358 (0.480)	0.375 (0.484)	0.364 (0.481)	0.292 (0.455)	0.223 (0.417)	0.269 (0.443)	0.252 (0.434)	0.262 (0.440)	0.269 (0.444)
2014年調査	0.321 (0.467)	0.330 (0.470)	0.335 (0.472)	0.332 (0.471)	0.360 (0.480)	0.382 (0.486)	0.364 (0.481)	0.378 (0.485)	0.363 (0.481)	0.391 (0.488)
2019年調査	0.304 (0.460)	0.311 (0.463)	0.291 (0.454)	0.304 (0.460)	0.347 (0.476)	0.395 (0.489)	0.367 (0.482)	0.371 (0.483)	0.375 (0.484)	0.340 (0.474)
N	5,755	2,935	6,423	1,927	4,409	3,079	5,718	1,676	6,433	676

出典:厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら計算。

注:平均値の下の括弧内は標準偏差を表す。不詳・生活保護併給者を除く。

附表 3: 記述統計量(表 14)

	厚生年金 1 級 (1)	厚生年金 2 級 (2)	厚生年金 3 級 (3)
就労率	0.159 (0.366)	0.289 (0.454)	0.515 (0.500)
精神障害 (=1)	0.0930 (0.290)	0.484 (0.500)	0.446 (0.497)
障害年金額 (ln)	14.38 (0.210)	14.12 (0.198)	13.38 (0.189)
精神障害 × 障害年金額 (ln)	1.328 (4.148)	6.799 (7.022)	5.946 (6.625)
世帯員数 1 人	0.193 (0.395)	0.213 (0.410)	0.198 (0.399)
世帯員数 2 人	0.321 (0.467)	0.317 (0.465)	0.310 (0.463)
世帯員数 3 人	0.238 (0.426)	0.242 (0.428)	0.249 (0.432)
世帯員数 4 人	0.150 (0.357)	0.135 (0.341)	0.147 (0.354)
世帯員数 5 人	0.0591 (0.236)	0.0595 (0.237)	0.0622 (0.241)
世帯員数 6 人以上	0.0393 (0.194)	0.0334 (0.180)	0.0337 (0.181)
女性	0.392 (0.488)	0.440 (0.496)	0.439 (0.496)
年齢	54.16 (8.392)	51.92 (8.993)	51.10 (9.090)
有配偶	0.512 (0.500)	0.420 (0.494)	0.444 (0.497)
18歳未満子なし	0.892 (0.311)	0.878 (0.328)	0.847 (0.360)
18歳未満子 1 人	0.0593 (0.236)	0.0671 (0.250)	0.0853 (0.279)
18歳未満子 2 人	0.0405 (0.197)	0.0408 (0.198)	0.0542 (0.227)
18歳未満子 3 人以上	0.00853 (0.0920)	0.0142 (0.119)	0.0133 (0.115)
本人以外の就労者 0 人	0.509 (0.500)	0.523 (0.499)	0.496 (0.500)
本人以外の就労者 1 人	0.345 (0.475)	0.346 (0.476)	0.363 (0.481)
本人以外の就労者 2 人	0.111 (0.314)	0.104 (0.305)	0.110 (0.313)
本人以外の就労者 3 人	0.0354 (0.185)	0.0271 (0.162)	0.0316 (0.175)
2009年調査	0.296 (0.457)	0.267 (0.442)	0.265 (0.441)
2014年調査	0.354 (0.478)	0.361 (0.480)	0.365 (0.481)
2019年調査	0.350 (0.477)	0.372 (0.483)	0.370 (0.483)
N	4,687	6,317	7,208

出典: 厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら計算。

注: 平均値の下の括弧内は標準偏差を表す。65 歳未満。不詳を除く。